

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄								備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ 設置者		カッコウホクシン アシカケン 学校法人 芦屋学園									
フリガナ 大学の名称		アシカイカ 芦屋大学									
大学本部の位置		兵庫県芦屋市六麓荘町13-22									
大学の目的		本学の氏名・目的は、豊かな教養と人間性を身につけ、生きがいを持って社会に貢献できる人材を育成することである。そのために、建学の精神に併せて実践綱領として「独立と自由」「創造と奉仕」「遵法と敬愛」を謳い、本学の教育に反映させてきた。学則第1条において、「本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。 時代とともに学生たちの気質も、求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、伸ばす教育を実践し、社会に貢献できる人材を育成することが建学以来、本学の変わらぬ使命である。本学伝統の手厚い少人数制により、きめの細かい学生指導と、個々に合わせた能力開発・人材育成計画を実践している。豊かな教養と人間性を身につけ、自立し、社会に貢献できる力、具体的には、考えて行動し、チーム力を大切にする、目に見えない学力を「人間力」と位置づけ、社会で即戦力となる「人間力」を備えた人材の育成こそ時代の要請であり、本学の目的である。									
新設学部等の目的		近年の少子化及び受験生の志向の変化に伴い、本学児童教育学科では入学定員を大幅に下回る状況が継続している。同学科の保育・幼児・児童の教育課程においては、兵庫県内及び近隣地域に多数の競合大学が存在することに加え、女子大学が男女共学化を進めたことが影響し、令和3年度から令和7年度までの入学者充足率の平均が44.4%に低迷している。この状況を踏まえ、2026年度より児童教育学科の学生募集を停止することを決定した。 また、教育学科も定員が減少傾向にあるため、定員の変更を行う。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地		
	臨床教育学部	年	人	年次人	人			年 月 第 年次	芦屋市六麓荘町13番22号 同上		
	教育学科	4	80 (100)	—	320 (400)	学士（教育学）	教育学・保育学関係	令和8年4月 第1年次			
	児童教育学科	4	0 (50)	—	0 (200)	学士（教育学）	教育学・保育学関係	令和8年4月 第1年次			
計		()	—	()							
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）		令和9年度4月名称変更予定 芦屋大学 臨床教育学部 教育学科→ 環境教育学部 環境教育学科（届出で申請中） 芦屋大学 臨床教育学部 児童教育学科（廃止）（△50） 令和8年度4月学生募集停止									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計						
		科目	科目	科目	科目	単位					
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 （助手を除く）	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
				教授	准教授	講師	助教	計			
新設	臨床教育学部 教育学科			11人 (11)	4人 (4)	2人 (2)	0人 (0)	17人 (17)	0人 (0)	41人 (41)	
	分	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	17 (17)				
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
		小計（a～b）	11 (11)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	17 (17)				
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
		計（a～d）	11 (11)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	17 (17)				
計			11 (11)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	41 (41)		

既 設 分	経営教育学部経営教育学科			9 (9)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	21 (21)	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の 四分の三の数 8 人	
	設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの		9 (9)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	16 (16)				
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
		小計（a～b）		9 (9)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	16 (16)				
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
		計（a～d）		9 (9)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	16 (16)				
	分	計			9 (9)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	16 (16)	0 (0)		21 (21)
合 計			20 (20)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	62 (62)			
職 種			専 属			その他			計			
事 務 職 員			31人 (31)			7人 (7)			38人 (38)			
技 術 職 員			1 (1)			0 (0)			1 (1)			
図 書 館 職 員			1 (1)			0 (0)			1 (1)			
そ の 他 の 職 員			0 (0)			0 (0)			0 (0)			
指 導 補 助 者			0 (0)			0 (0)			0 (0)			
計			33 (33)			7 (7)			40 (40)			
校 地 等	区 分		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
	校 舎 敷 地		53,932㎡	0㎡		0㎡			53,932㎡			
	そ の 他		18,210㎡	0㎡		0㎡			18,210㎡			
	合 計		72,142㎡	0㎡		0㎡			72,142㎡			
校 舎			専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
			31,474㎡ (31,474㎡)	0㎡ (0 ㎡)		0㎡ (0 ㎡)			31,474㎡ (31,474㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	室		教 員 研 究 室			室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
	計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂			厚生補導施設				
			㎡		㎡			㎡				

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
		教員 1 人当り研究費等			200 千円	200 千円	200 千円	200 千円				
		共同研究費等			1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円				
		図 書 購 入 費	1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円	1, 000 千円					
		設 備 購 入 費	5, 000 千円	5, 000 千円	5, 000 千円	5, 000 千円	5, 000 千円					
	学生 1 人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次			
				1, 200 千円	1, 200 千円	1, 200 千円	1, 200 千円	千円	千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、寄付金収入、雑収入等								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		芦 屋 大 学									
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
	臨床教育学部		年	人	年次 人	人		倍		芦屋市六麓荘町 13番22号		
	教育学科		4	100	－	400	学士（教育学）	0.68	昭和 39年			
	児童教育学科		4	50	－	200	学士（教育学）	0.36	昭和 48年			
	経営教育学部											
経営教育学科		4	100	－	400	学士（教育学）	0.88	平成 19年				
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		芦 屋 大 学 大 学 院									
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
	教育学研究科		年	人	年次 人	人		倍		芦屋市六麓荘町 13番22号		
	教育学専攻											
	(博士前期)		2	15	－	30	学位（教育学）	0.4	昭和 43年			
(博士後期)		3	5	－	15	学位（教育学）	0.73	昭和 43年				
附属施設の概要												

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については，専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
 - 3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
 - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
 - 7 空欄には，「—」又は「該当なし」と記入すること。

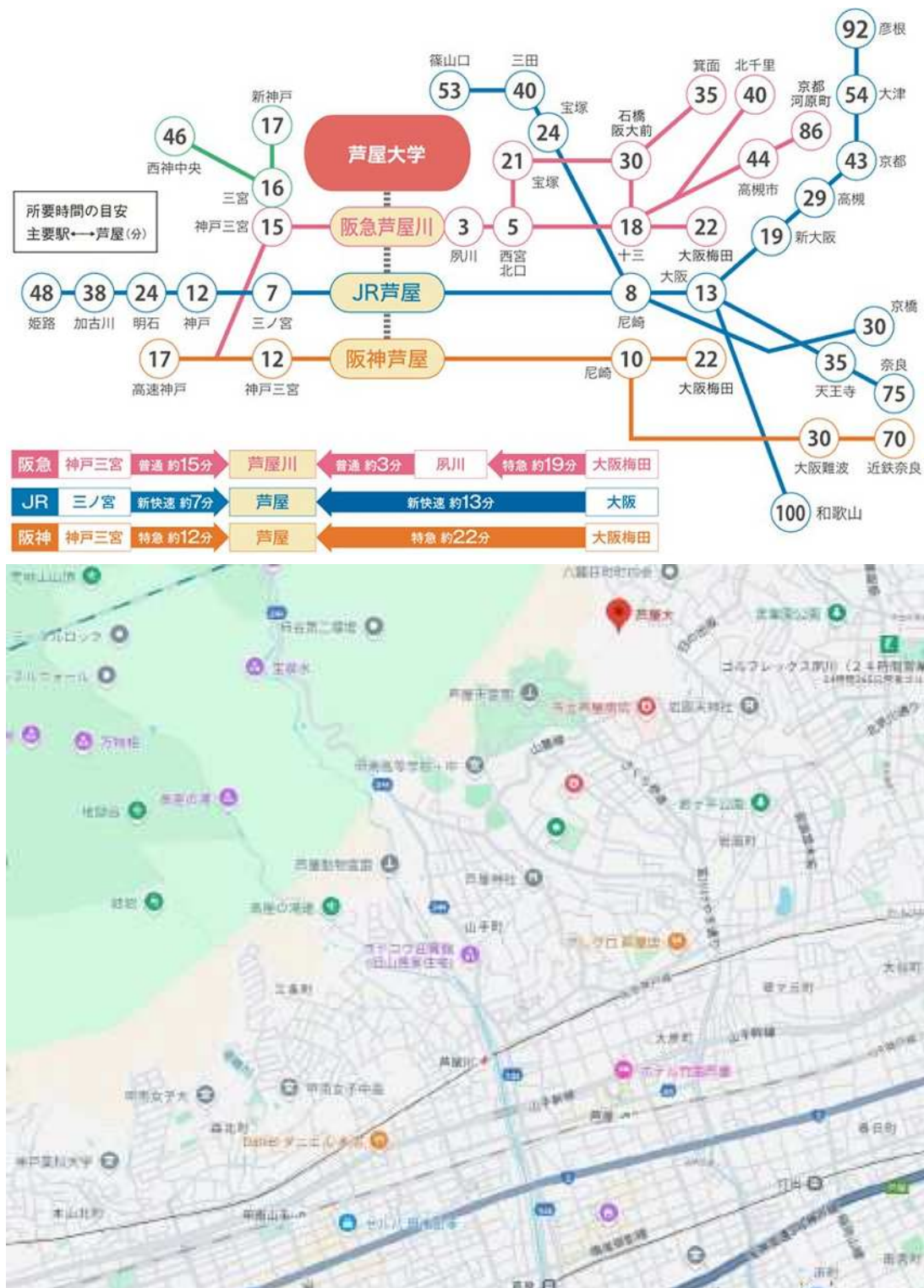
学校法人芦屋学園 組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
芦屋大学				芦屋大学				
臨床教育学部				臨床教育学部				
教育学科	100	-	400	教育学科	80	-	320	定員変更(△20)
児童教育学科	50	-	200	児童教育学科	0	-	0	令和8年4月学生募集停止
経営教育学部				経営教育学部				
経営教育学科	100	-	400	経営教育学科	100	-	400	
計	250	-	1000	計	180	-	720	
芦屋大学大学院				芦屋大学大学院				
教育学研究科				教育学研究科				
教育学専攻 （博士前期課程）	15	-	30	教育学専攻 （博士前期課程）	15	-	30	
教育学専攻 （博士後期課程）	5	-	15	教育学専攻 （博士後期課程）	5	-	15	
計	20	-	45	計	20	-	45	

(1) 都道府県内における位置関係の図面



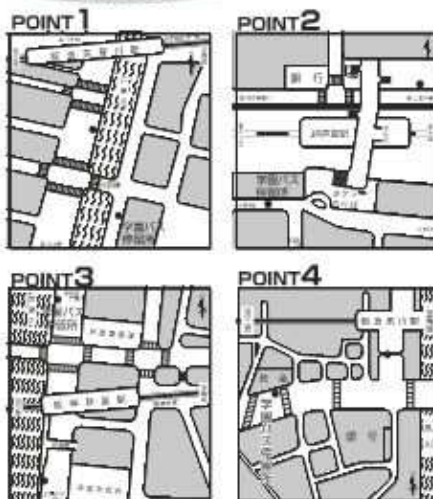
(2) 最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間が分かる図面





本学までのアクセス

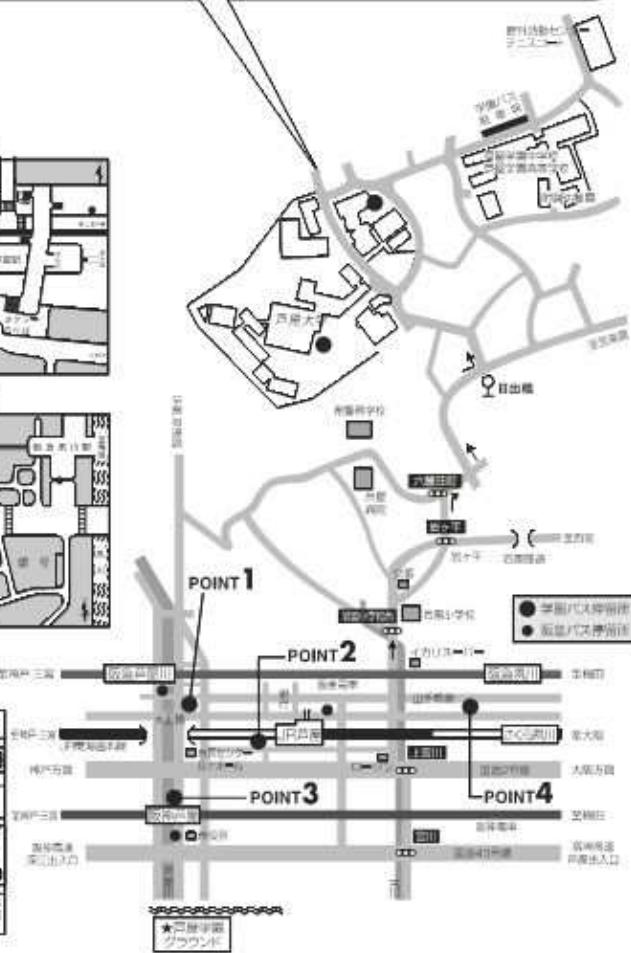
学園バス 停留所

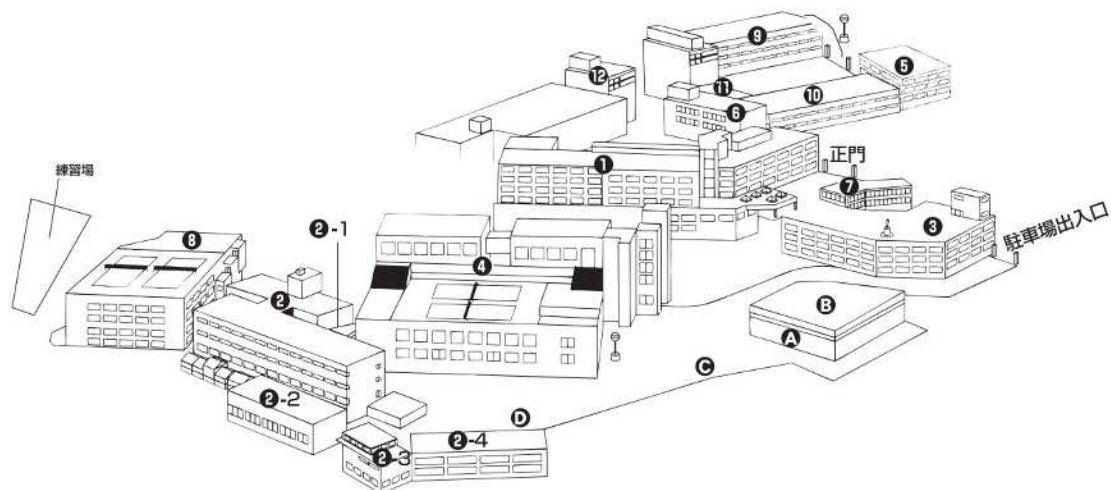


★芦屋学園グラウンド(近隣図)



〒670-0034 兵庫県芦屋市陽光町1-2





① 戸屋大学本館 (5号館)

4F ・法人事務局 ・学園総務部 ・入試広報部
 ・国際会議場 ・大学総務部
 3F ・コンピュータ教室 ・合併講義室 ・講義室
 2F ・合併講義室 ・講義室
 1F ・玄関ホール ・学生ホール ・保育実習室
 ・学部事務室
 (学生課・教務課・教職支援課・国際交流課・大学院事務室)
 ・COMMUNICATION SPACE
 ・CONCENTRATION SPACE ・就職課
 B1F ・食堂
 B2F ・ピアノレッスン室

② 福山記念館附置技術研究棟

3F ・講義室 ・技術科演習室 ・大学院生研究室
 ・写真実習室 ・無線研究室 ・クラブ室
 2F ・電気工学実習室 ・製図実習室
 ・事務室 ・研究室 ・CAD 実習室
 ・コンピュータ実習室 ・美術実習室 ・会議室
 1F ・自動車工学実習室 ・金属加工実習室 ・工作機械研究室
 ・栽培学実習室 ・材料実験室
 ・木材加工実習室

②-1 電子工学特別研究棟

2F ・研究室
 1F ・自動車工学研究室
 ②-2 生命工学特別研究棟
 2F ・環境生理学実験室
 1F ・クラブ室
 ・自動車工学実習室 ・自動車準備室

②-3 音響・振動特別研究棟

1F ・振動・音響実験室

B1 クラブ室

②-4 自動車工学特別研究棟

1F ・クラブ室 ・自動車工学講義室 ・自動車工学実験室

③ 8号館

3F ・ダンススタジオ
 ・スポーツ科学実習室 ・芸術文化センター

④ 福山記念館

6F ・会議室
 5F ・カフェ
 4F ・Aホール ・Bホール
 3F ・スポーツルーム2・3 ・柔道場 ・屋上テニスコート
 2F ・スポーツルーム1 ・トレーニングルーム ・音楽ホール
 1F ・球技場
 B1F ・クラブ室

⑤ 図書館・福山記念館新館

4F ・ボクシングクラブ ・Bホール
 3F
 2F ・図書館会議室 ・書庫 ・クラブ室 ・図書館コモンルーム
 1F ・図書館事務室 ・閲覧室

⑥ 教授研究棟 (1号館)

B1F ・ピアノレッスン室

⑦ 日本文化研究所

⑧ 戸屋学園第2体育館

3F ・空手道場
 2F ・球技場 ・剣道場
 1F ・スポーツ振興室 ・トレーニングルーム

⑨ 2号館

⑩ 図書館 (4号館)

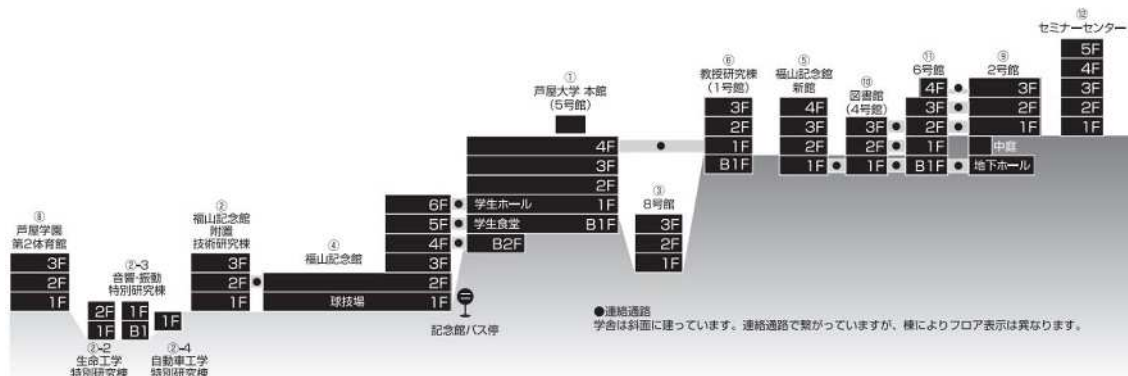
1F ・図書館書庫 ・倉庫

⑪ 6号館

⑫ セミナーセンター

4F ・教職実習室
 3F ・ほっとルーム
 2F ・健康管理センター
 1F ・カウンセリングルーム

① 第一 ② 第二駐車場 ③ 第三駐車場 ④ 第四駐車場



○芦屋大学学則

第1章 総 則

(教育目的)

第1条 芦屋大学(以下「本学」という。)は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を達成するため、その教育研究活動等の状況について定期的に自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、認証評価機関による認証評価をうけるものとする。

3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(名称等)

第2条 本学は芦屋大学と称する。

2 本学は、兵庫県芦屋市六麓荘町13番22号に設置する。

第2章 学部及び学科の組織

(学部及び学科)

第3条 本学に次の使命・目的を持つ学部及び学科を置く。

臨床教育学部 個人の可能性を引き出す教育とともに、児童及び生徒などの教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの問題を解決する能力を伸ばす教育について、教育・研究することを目的とする。

教育学科 臨床教育学の教育・研究を通じて、実社会での教育実践能力を養成する。

経営教育学部 経営学に加えて、現代社会が直面する産業・技術動向に関する幅広い知識を、教育・研究することを目的とする。

経営教育学科 経営教育学の教育・研究を通じて、実社会での実践能力を養成する。

2 臨床教育学部・経営教育学部に次のコースを置く。

臨床教育学部 教育学科

教育学コース、スポーツ教育コース、地域スポーツ指導者コース、ダンスコース

経営教育学部 経営教育学科

経営マネジメントコース、技術・情報教員養成コース、自動車技術コース、

バレエコース

3 本学に大学院を置く。大学院の学則は別に定める。

(定 員)

第4条 本学の収容定員は次のとおりとする。

臨床教育学部

学 科	入学定員	収容定員
教 育 学 科	80名	320名

経営教育学部

学 科	入学定員	収容定員
経 営 教 育 学 科	100名	400名

第3章 修業年限

(修業年限、在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。なお、編入学、転入学者の修業年限は、第2年次に入学した者については3年、第3年次に入学した者については2年とする。

2 在学年限は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

第4章 教育課程

(教育課程)

第6条 本学の教育課程は別表(1)のとおり定める。

第5章 卒業要件、資格取得、単位及び学士号

(卒業要件、資格取得)

第7条 本学に4年以上在学し、修得しなければならない単位数は次の表のとおりとする。

学部・学科名		基礎教養科目	外国語科目	保健体育科目	専門教養科目		合計
					必 修	選 択	
臨床教育学部	教育学科	12 単位	4 単位	2 単位	16 単位	90 単位以上	124 単位以上
経営教育学部	経営教育学科	12 単位	4 単位	2 単位	18 単位	88 単位以上	124 単位以上

2 年間(前・後期)総履修単位数は、48単位を上限とする。ただし、教職課程履修者及び単位修得状況においてはこの限りではない。また、上限を超えた履修科目については別に定めるところにより登録を認めることがある。

3 2年次終了時、基礎教養科目・外国語科目・保健体育科目・専門教養科目を含めて取得24単位未満の場合、3年次への進級はできない。

4 教育職員免許状を取得しようとするものは、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。本学で取得できる免許状は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科・領域	学部・学科の コース名
臨床教育学部	教育学科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	社 会	教育学コース
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	公 民	教育学コース
		中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	保 健 体 育	スポーツ教育コース
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	保 健 体 育	ダンスコース

経営教育学部	経営教育学科	中学校教諭一種免許状	技 術	技術・情報教員養成 コース
		高等学校教諭一種免許状	情 報	

5 他の資格取得については別に定める。

(教職課程)

第7条の2 教職課程の履修方法は、別表(2)のとおり定める。

(単位算定基準)

第8条 各科目に対する単位数は次の各号の基準によって計算する。

- 1 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。又芸術等の分野における個人指導による実技の授業についても30時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第8条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条の3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、授業科目の種類等により教育上特別の必要があると認める場合は、15週より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(学 年)

第8条の4 本学の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

第8条の5 学年を次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は各期の授業日数を勘案して、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第8条の6 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日のうち、学長が定める日
 - (2) 創立記念日(11月1日)
 - (3) 夏季休業日
 - (4) 冬季休業日
 - (5) 春季休業日
- 2 前項の休業日は、運営会議の議を経て、学年のはじめに学長が定める。
- 3 必要がある場合学長は、運営会議の議を経て、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(単位の授与並びに試験及び成績評価)

第9条 授業科目を終了し、その試験に合格した者には当該授業科目の単位を与える。

- 2 試験は学年末または学期末に履修した科目について筆記、口述、論文などの方法によって行なう。
- 3 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。
- 4 試験等に関し必要な事項は、本条に定めるもののほか、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(本学及び他の大学又は短期大学において授業科目の一部を選んで履修を希望する者として修得した単位を含む。)、並びに、高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、学部教授会の議を経て、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したとみなすことのできる単位は、60単位を超えないものとする。編入学、転入学及び再入学の場合は、別に定める。
- 3 前2項の規定により単位を認定された学生の入学時の相当年次については、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第9条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第9条の4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第10条 本学に4年以上在学して、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生に対し、教授会の議に基づいて卒業を認定し学士(教育学)の学位を授与する。

(学位記)

第11条 本学を卒業した者には学位記を授与する。学位記に関する事項は、別に定める。

第6章 入学、退学、休学、復学及び転部・転学、留学等

(入学時期)

第12条 本学の入学時期は、各期のはじめとする。

(入学志願資格)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (4) 文部科学大臣が高等学校又は中等教育学校の課程と同等の課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (6) 文部科学大臣の指定した者。
- (7) 文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験、または大学入学資格検定に合格した者。
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学志願手続)

第14条 本学に入学を志願しようとする者は、所定の入学願書に出身学校長が作成した学業成績調査書及び入学検定料30,000円を添えて提出しなければならない。

2 既に納めた入学検定料は返還しない。

(入学手続)

第15条 本学に入学しようとする者は、選考の上教授会の議に基づいて学長が入学を許可する。

(在学誓書)

第16条 入学を許可されたものは、指定の日までに保証人連署のうえ、在学誓書に入学金を添えて提出しなければならない。

2 前項の保証人は、父母または近親者とし、学納金及び学生の在学中における一切の事項に関し連帯の責任を負うことのできる者とする。

(保証人)

第17条 本学で保証人を変更する必要があると認めたとき、または死亡その他の事故があるときは直ちに保証人を変更してその旨を届け出るものとする。

(休 学)

第18条 病気又は止むを得ない事由によって欠席が長期間に亘るおそれのあるときは、本人及び保証人が連署した休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合には休学願書に医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学は、引続き又は通算して2年間を超えることはできない。

3 休学期間は在学年限に算入しない。

4 休学を願い出た者は、各期あたり60,000円の学籍管理費を所定の期日までに納付しなければならない。

学籍管理費納入期限

(1)前期 4月末日

(2)後期 10月末日

(休学者に対する試験)

第19条 休学した者は、その学期の試験を受けることはできない。

(復 学)

第20条 休学期間内において休学の事由のなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。ただし病気による休学の場合には、復学願書に医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 学期の途中で復学する場合において、学長は、復学する学期の残存期間で当該学期に履修すべき授業科目の修得が可能で、教育上有益と認めるときは、当該学期の休学を休学しなかったものとみなすことができる。

(退 学)

第21条 退学しようとするものは、理由を記し本人及び保証人が連署した退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

- 2 退学願の提出に当たっては、願い出た日を含む学期の学納金を納付していなければならない。
- 3 前期開始後、4月30日までに退学願を提出した場合は、学長の許可を経た後、前年度末日を退学日とすることができる。
- 4 後期開始後、10月31日までに退学願を提出した場合は、学長の許可を経た後、同年度前期末日を退学日とすることができる。

(再入学)

第21条の2 退学した者が再入学しようとするときは、退学後2年以内に限り選考の上これを許可することがある。

- 2 前条第1項により退学した者の再入学の時期は、各期のはじめとする。
- 3 前項により再入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取り扱い及び在学すべき年数等については、別に定める。

(編入学)

第21条の3 本学へ編入学を希望するものがあるときは、考査の上許可することがある。

- 2 編入学の時期は、各期のはじめとする。

(転入学)

第22条 他の大学から本学へ転入学を希望するものがあるときは、考査の上許可することがある。

- 2 前項の転入学の時期は、学期のはじめとする。

第22条の2 第21条の2の再入学、第21条の3の編入学及び前条の転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転部・転科)

第23条 本学学生が他学部及び学科への転部・転科を志望するときは、選考の上、原則学年始めに限り相当学年への転部・転科を許可することができる。

- 2 転部・転科に関する取り扱いは別に定める。

(留 学)

第24条 本学学生が在学中に外国の大学又は短期大学の授業を履修しようとする場合は、本学と当該外国の大学又は短期大学との協議に基づき、許可を得て留学することができる。

- 2 留学に関する取り扱いは別に定める。

第7章 入学金、学納金

(入学金、学納金)

第25条 本学に入学を許可された者は、入学金300,000円を所定の期日までに納付しなければならない。既に納めた入学金は、いかなる事情があっても返還しない。

2 学納金の金額は、次のとおりとする。

学納金内訳	合計金額
授業料(年額)	750,000円
施設費(年額)	450,000円

3 学納金納入期限

前期 4月末日

後期 10月末日

4 前項にかかわらず、経済的な理由等により、納付期日までに学納金納付が困難であると学長が認めた場合、分納又は延納を許可することがある。ただし、詳細については別に定める。

5 在学期間の学納金は、授業を受ける受けないにかかわらず、定められた額の全額を納めなければならない。

6 本学又は芦屋学園短期大学を卒業した者、本学を退学した者で再入学する者に対しては、第1項に定める入学金及び第14条に定める入学検定料を徴収しない。

7 外国人留学生の学納金は、芦屋大学外国人留学生規程に定める。

(納入した学納金の返還)

第26条 既に納めた学納金は、3月31日までに入学辞退を申し出た場合を除き返還しない。

(学納金納入の特例)

第27条 学生が休学を許可された場合、下記のとおり学納金を減免する。

- (1) 4月30日までに休学願を提出し、許可された場合は、当該学期の納めるべき学納金を全額減免する。
- (2) 5月31日までに休学願を提出し、許可された場合は、当該学期の納めるべき学納金を2分の1減免する。
- (3) 10月31日までに休学願を提出し、許可された場合は、当該学期の納めるべき学納金を全額減免する。
- (4) 11月30日までに休学願を提出し、許可された場合は、当該学期の納めるべき学納金を2分の1減免する。

(学納金未納者)

第28条 定められた納入期日までに学納金を納付していない者は、授業科目修了試験を受けることができない。

(実習等の費用)

第28条の2 実習等に要する費用は、別にこれを徴収する。

(追(再)試験の費用)

第28条の3 追(再)試験の費用は、別にこれを徴収する。

第8章 職員組織

(職員組織)

第29条 本学に次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員

2 必要に応じ副学長を置くことができる。

第9章 運営会議、評議会及び学部教授会

(運営会議、評議会及び学部教授会)

第30条 本学に運営会議、評議会及び学部教授会を置く。

2 運営会議は、学長、副学長、学部長、学科主任、図書館長、大学事務長、学生部長、教学支援部長をもって構成する。ただし、学長が特に必要と認めた教職員を加えることができる。

3 評議会は、学長、副学長、事務長、各学部長、学部から選出される各2名の教員、学長室長、大学事務長、学生部長、教学支援部長をもって構成する。ただし、学長が特に必要と認めた教職員を加えることができる。

4 学部教授会は、専任の教授、准教授及び専任講師をもって組織する。ただし、学部長が必要があると認めたときはその他の職員を加えることができる。

5 学長は、学部教授会を合同して開催することができる。

6 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) (2)のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第31条 運営会議の運営に関する事項は、芦屋大学運営会議規程に定める。

2 評議会の運営に関する事項は、芦屋大学評議会規程に定める。

3 学部教授会の運営に関する事項は、芦屋大学学部教授会規程に定める。

4 学部教授会を合同して開催する合同教授会の運営に関する事項は、芦屋大学合同教授会規程に定める。

第10章 図書館

(図書館)

第32条 本学に図書館を置く。

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

第33条 本学の授業科目の一部を選んで履修を希望する者(以下、「科目等履修生」という。)

があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。ただし履修を希望することのできる者は、第13条の各号の一に該当するものとする。

(科目等履修の費用)

第34条 前条の科目等履修希望者は、科目等履修願書に選考料10,000円を添えて提出しなければならない。科目等履修料は1単位につき10,000円とする。

- 2 前年に科目等履修願書を提出し、履修を認められた者が引き続き別の科目の履修を希望する場合は、改めて科目等履修選考料を支払うことを要しない。
- 3 高等学校及び中等教育学校の生徒については、指定された科目について科目等履修料、選考料を減免して科目等履修を認めることがある。

(修了証明書)

第35条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受けることができる。ただし試験に合格した場合には申出により修了証明書を授与することがある。

- 2 科目等履修生としての在学期間及び取得単位のみを以って正規の課程の在学期間及び取得単位に代え、卒業資格を取得することはできない。

(学則の準用等)

第36条 科目等履修生には、第4条、第5条、第7条、第10条、第11条、第14条から第23条まで及び第25条を除き本学則を準用する。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、本章に定めるもののほか、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第37条 公開講座は、適当な日時を定めこれを開き学生の研究並びに一般市民の文化向上に資する。

- 2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第13章 厚生保健施設

(保健室)

第38条 職員学生の保健医療のため本学に保健室を設置する。

第14章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第39条 学長は、本学学生で、学術その他、他の学生の模範となる行為又は業績のあった者について、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第40条 本学の学生が、本学の規則に違反しその他学生の本分に反する行為をした場合には、学長が懲戒する。

- 1 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 2 懲戒に関する事項は別に定める。

(懲戒による退学)

第41条 前条第2項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、訓告もしくは停学にもかかわらず、なお改善の見込みのない者
- (5) 大学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

(除 籍)

第42条 除籍は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。除籍に関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 在学年限を越えた者
- (2) 学納金を納めず、督促及び警告を受けても、なお納めない者
- (3) 長期にわたり所在不明の者
- (4) 第18条の2に規定する休学の期間を超えた者

第15章 補 則

(実施の細目)

第43条 この学則の実施に関し必要な事項は、この学則の規定するところにより別に定めるもののほか、学長が別に定める。

附 則
本学則は昭和39年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和40年4月1日から実施する。
ただし第23条第2項の改正は昭和40年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和41年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和42年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和43年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和44年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和46年4月1日から実施する。
ただし第23条第2項の改正は昭和46年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和47年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和48年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和48年10月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和50年4月1日から実施する。
ただし第23条第2項の改正は昭和50年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和51年4月1日から実施する。
ただし第23条第2項の改正は昭和51年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和52年4月1日から実施する。
ただし第23条第2項の改正は昭和52年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和54年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和55年4月1日から実施する。
ただし第23条第2項の改正は昭和55年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和57年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和59年4月1日から実施する。
ただし第23条第2項の改正は昭和59年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和60年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は昭和61年4月1日から実施する。
ただし第23条の改正は昭和61年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和62年4月1日から実施する。
ただし第23条の改正は昭和62年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は昭和63年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は平成元年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は平成2年4月1日から実施する。

附 則
改正学則は平成3年4月1日から実施する。
ただし第6条及び第7条の改正規定は平成2年度入学者より適用する。

附 則
改正学則は平成4年4月1日から実施する。
ただし第10条及び第11条は平成3年度卒業生より適用する。

附 則
改正学則は平成5年4月1日から実施する。
ただし第23条の改正は平成5年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は平成6年4月1日から実施する。
ただし第23条の改正は平成6年度入学者より実施する。

附 則
第6条の改正は、平成7年4月1日より実施する。
第15条の改正は、平成7年度入学希望者より実施する。
第23条の改正は、平成7年度納付分より実施する。
ただし平成6年以前の入学者には、維持費・後援費の改正は適用しない。
第27条乃至29条の改正は、平成6年10月1日より実施する。

附 則
改正学則は平成8年4月1日より実施する。
ただし第23条の改正は平成8年度納付分より実施する。

附 則
改正学則は平成10年4月1日より実施する。
ただし第23条の改正は平成10年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は平成10年10月1日より実施する。

附 則
改正学則は平成12年4月1日より実施する。

附 則
改正学則は平成13年4月1日より実施する。

附 則
改正学則は平成13年4月1日より実施する。
ただし第23条の改正は平成14年度入学者より実施する。

附 則
改正学則は平成14年4月1日より実施する。

附 則
改正学則は平成15年4月1日より実施する。
第15条の改正は平成15年度入学希望者より実施する。

附 則

改正学則は平成16年4月1日より実施する。
第23条の改正は平成16年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は平成17年4月1日より実施する。
第6条・第7条の改正は平成17年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は平成18年4月1日より実施する。
ただし、第15条・第23条の改正は平成18年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は平成19年4月1日より実施する。
ただし、第3条・第4条・第6条・第7条・第10条・第15条・第23条第1項、第2項、第3項
及び第6項の改正は平成19年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は平成20年4月1日より施行する。
ただし、第15条・第23条第1項、第2項及び第3項の改正は平成20年度入学者より実施
する。

附 則

改正学則は平成21年4月1日より施行する。
ただし、第6条及び第7条第1項及び第3項の改正は平成21年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は平成22年4月1日より施行する。
ただし、第4条・第6条・第14条・第23条第1項及び第2項の改正は平成22年度入学者よ
り実施する。

附 則

改正学則は平成23年4月1日より施行する。
ただし、第14条・第23条第1項及び第2項の改正は平成23年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は平成24年4月1日より施行する。
ただし、第14条1項の改正は平成24年度入学者より実施する。

附 則

1. 改正学則は平成25年4月1日より施行する。
ただし、平成24年度以前の国際コミュニケーション教育科の入学生については、なお従前
のとおりとする。
2. 教育課程、卒業要件、資格取得及び教職課程は、平成25年度入学生から適用し、平成2
4年度以前の入学生については、なお従前の教育課程、卒業要件、資格取得及び教職課
程のとおりとする。

附 則

改正学則は平成26年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は平成27年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は平成28年4月1日より施行する。
ただし、第3条第4項の改正は平成28年度入学者より実施する。

附 則

1. 改正学則は平成28年4月1日より施行する。
2. 教育課程、卒業要件、資格取得及び教職課程は、平成28年度入学生から適用し、平成
27年度以前の入学生については、なお従前の教育課程、卒業要件、資格取得及び教

職課程のとおりとする。

附 則

改正学則は平成28年10月25日より施行する。

附 則

改正学則は平成29年4月1日より施行する。

附則

改正学則は平成30年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は平成31年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は令和2年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は令和3年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は令和2年10月23日の寄附行為変更に伴い、学則中の芦屋学園短期大学を削除する。

附 則

改正学則は令和4年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は令和5年4月1日より施行する。

附 則

改正学則は令和6年4月1日より施行する。

ただし、第5条、第8条の6、第22条の改正は、令和6年度に在籍している学生に適用する。

なお、第7条、第18条の改正は、令和6年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は令和7年4月1日より施行する。

ただし、第40条(懲戒)に係る規定は、令和7年4月1日に在籍するすべての学生に適用する。

附 則

改正学則は令和8年4月1日より入学する1年生に施行する。

ただし、令和7年度以前に入学した学生については、卒業までの間、従前の教育課程、卒業要件、資格取得及び教職課程等の学則を適用する。

別表(1)

基礎科目カリキュラム

全学部・学科 共通開講科目

科目区分	科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	区分	備考
基礎教養科目	哲学入門	1			2	A 群	左欄より、 選択して 12 単位を必修
	倫理学入門	1			2	A 群	
	心理学入門	1			2	A 群	
	教育学入門	1			2	B 群	
	社会学入門	1			2	B 群	
	経済学入門	1			2	B 群	
	生物学入門	1			2	C 群	
	数理学入門	1			2	C 群	
	物理学入門	1			2	C 群	
	スポーツ教育学入門	1			2	D 群-教	
	経営学入門	1			2	D 群-経	
外国語科目	英語 A	1			2	左欄より、選択して 4 単位を必修	
	英語 B	1			2		
	ドイツ語 A	1			2		
	ドイツ語 B	1			2		
	韓国朝鮮語 A	1			2		
	韓国朝鮮語 B	1			2		
	日本語Ⅰ	1			2	留学生対象 左欄、4 単位を必修	
	日本語Ⅱ	1			2		
保健体育科目	健康スポーツ科学概論	1	2			左欄、2 単位を必修	

【履修方法】※全学部学科共通(学則第7条)

「基礎教養科目」

- 基礎教養科目は、各研究分野の主な基礎的知識を学ぶとともに、各学科の専門教養につながる教養を身につけることを目的としている。
- A群「人文科学分野」、B群「社会科学分野」、C群「自然科学分野」、D群「各学科が必要と考える基礎科目」の分類から構成される。

《単位修得》

- A群、B群、C群、D群より、6科目を選択し12単位を必修すること。(卒業要件の必修)
- 経営教育学部経営教育学科の学生は「経営学入門」を必修とする。(卒業要件の必修)
- 60人を定員とするものもあるので、抽選となる場合がある。
- 12単位以上修得しても、基礎教養科目の卒業要件単位には算入されない。

「外国語科目」

《単位修得》

- 履修年度に開講されている語学より2科目を選択し4単位を必修すること。(卒業要件の必修)
- 教職課程履修者は、当該年度で開講されている英語A・ドイツ語Aのうちいずれか1科目を必修とすること。
- 当該年度で開講されている外国語科目(日本語ⅠⅡを除く)は、履修人数を定めて、履修登録を受け付けるので、抽選科目対象の履修登録で申し込むこと。
- 日本語ⅠⅡは、外国人留学生のみの開講科目とし、2科目4単位を必修すること。
- 日本語ⅠⅡは、プレイスメントテストの結果でクラス編成を行う。

「保健体育科目」

《単位修得》

- 健康スポーツ科学概論2単位を必修すること。(卒業要件の必修)

別表(1)-2

専門カリキュラム（共通）

全学部・学科 共通開講科目（専門教養科目 選択科目）

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
専門教養科目（全学共通）	グローバル リーニング 科目群	※日本語聴解・会話Ⅰ	1		2	留学生対象科目
		※日本語聴解・会話Ⅱ	1		2	
		※日本事情演習	1		2	
		※日本語読解Ⅰ	1		2	
		※日本語読解Ⅱ	1		2	
		※日本語文章表現Ⅰ	1		2	
		※日本語文章表現Ⅱ	2		2	
		※日本語文章表現Ⅲ	2		2	
		※日本語漢字・語彙Ⅰ	1		2	
		※日本語漢字・語彙Ⅱ	2		2	
		※日本語特別演習Ⅰ	2		2	
		※日本語特別演習Ⅱ	2		2	
		English Presentation	1		2	
		Intermediate English Reading	1		2	
		Advanced English Reading	2		2	
		English Debate	2		2	
		Intermediate English Writing	1		2	
		Advanced English Writing	2		2	
		English DiscussionⅠ	2		2	
		多文化社会概論	2		2	
		English DiscussionⅡ	3		2	
		留学事情演習A	1		2	
		留学事情演習B	1		2	
		Cross-Cultural Understanding	1		2	
		Practical EnglishA	1		2	
		Practical EnglishB	1		2	
		海外語学研修	1		4	
	キャリア 教育科目 群	大学生活入門	1		2	
		キャリア基礎	1		2	
		キャリアデザインⅠ	2		2	
		キャリアデザインⅡ	2		2	
		簿記入門	1		2	
		簿記論	1		2	
		ビジネスマナー	2		2	
		インターンシップ	—		1	
	情報 科目 群	情報機器の操作	1		2	経営教育学科は 必修
		情報処理技法（表計算）	2		2	
		情報処理技法（文書作成）	2		2	
		情報リテラシー	1		2	

【履修方法】 全学部学科共通(学則第 7 条)

1. 上表の全学部・学科共通開講科目(専門教養科目 選択科目)(以下「学部学科共通選択科目」という)は、2017 年 4 月より在籍している全ての学生を対象とする。
2. 上表の学部学科共通選択科目で修得した単位は、学則第 7 条の卒業要件単位の専門教養科目選択の単位に加えられる。
 - 教育学科では、専門教養科目選択 90 単位の中に加えられる。
 - 経営教育学科では、専門教養科目選択の 88 単位の中に加えられる。
3. グローバルラーニング科目群の「※」印の科目は、外国人留学生のみ履修し修得することができる科目とする。(外国人留学生は、在学中に履修登録し学修することを必須とする。)
4. キャリア教育科目群の「1 年生前期 大学生活入門」「1 年生後期 キャリア基礎」「2 年生前期 キャリアデザインⅠ」「2 年生後期 キャリアデザインⅡ」は、全学生が必ず履修しなければならない。
5. 情報科目群の「情報機器の操作」は、経営教育学科は、必修科目とする。(卒業単位に必要)
6. 情報科目群の「情報機器の操作」は、教育職員免許状の取得を希望する場合は、必修すること。

別表(1)-3

臨床教育学部 教育学科専門カリキュラム (学科別)
教育学科 共通開講科目

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
専門教養	必修	教育学概論Ⅰ【中等】	1	2		
		教育学研究法	2	2		
		専門演習Ⅰ	3	4		
		専門演習Ⅱ	4	4		
		卒業論文	4	4		
	選択	運動生理学	1		2	
		学校ボランティア	1		2	
		ガールズヒップホップⅠ基礎	1		1	
		ガールズヒップホップⅡパフォーマンス	1		1	
		環境教育	1		2	
		教育学概論Ⅱ	1		2	
		教育心理学Ⅰ【中等】	1		2	
		教職論【中等】	1		2	
		球技A	1		1	
		健康スポーツ科学実習	1		1	
		コーチング法基礎	1		2	
		こどもと環境	1		2	
		社会福祉	1		2	
		ジャズⅠ基礎	1		1	
		ジャズⅡ作品	1		1	
		生涯スポーツ実習A	1		2	
		スタイルヒップホップⅠ基礎	1		1	
		スタイルヒップホップⅡ作品	1		1	
		スポーツ栄養学	1		2	
		スポーツ社会学	1		2	
		スポーツ心理学	1		2	
		体育実技A	1		1	
		体育実技B	1		1	
		ダンスの基礎知識	1		2	
		ダンス表現Ⅰ(ロック)基礎	1		1	
		ダンス表現Ⅱ(ロック)作品	1		1	
		ダンス表現Ⅲ(ハウス)基礎	1		1	
		ダンス表現Ⅳ(ハウス)作品	1		1	
		ダンス表現Ⅴ(コンテンポラリー)基礎	1		1	
		ダンス表現Ⅵ(コンテンポラリー)作品	1		1	
		ダンス表現Ⅶ(ワック)基礎	1		1	
		ダンス基礎Ⅷ(ワック)作品	1		1	
		チームビルディング	1		1	
		哲学概論Ⅰ	1		2	
		哲学概論Ⅱ	1		2	
		特別講義Ⅰ	1		2	
		特別講義Ⅱ	1		2	
		ヒップホップⅠ基礎	1		1	
		ヒップホップⅡ作品	1		1	
		フィールドワーク演習	1		2	
		武道A	1		1	
		武道B	1		1	
		ボディートレーニング(バレエ)Ⅰ	1		1	

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
	ボディートレーニング（バレエ）Ⅱ	1			1	
	ボディートレーニング（ピラティス）Ⅰ	1			1	
	ボディートレーニング（ピラティス）Ⅱ	1			1	
	リズムトレーニング	1			2	
	ICT 活用の理論と方法	2			1	
	アーツマネジメント	2			2	
	運動学（運動方法学含む）	2			2	
	運動プログラム演習	2			2	
	外国史概論Ⅰ	2			2	
	外国史概論Ⅱ	2			2	
	学校保健（小児保健含む）	2			2	
	環境生理学	2			2	
	キッズスポーツ	2			2	
	球技B	2			1	
	球技C	2			1	
	教育行政学【中等】	2			2	
	教育社会学	2			2	
	教育心理学研究法Ⅰ	2			2	
	教育心理学研究法Ⅱ	2			2	
	教育心理学実験Ⅰ	2			2	
	教育心理学実験Ⅱ	2			2	
	教育の方法と技術【中等】	2			2	
	教育方法学	2			2	
	経済学概論Ⅰ	2			2	
	経済学概論Ⅱ	2			2	
	芸術総論	2			2	
	国際経済学Ⅰ	2			2	
	国際経済学Ⅱ	2			2	
	コーチング法演習A	2			2	
	コーチング法演習B	2			2	
	コーチング法演習C	2			2	
	児童心理学Ⅰ	2			2	
	児童心理学Ⅱ	2			2	
	ジュニアスポーツ	2			2	
	障害者スポーツ概論	2			2	
	生涯スポーツ実習B	2			2	
	スポーツデータ分析	2			2	
	スポーツマネジメント論	2			2	
	世界教育史	2			2	
	体育実技C	2			1	
	体力測定と評価	2			2	
	中等教科教育法Ⅰ（社会）	2			2	
	中等教科教育法Ⅱ（社会）	2			2	
	中等教科教育法Ⅰ（保健体育）	2			2	
	中等教科教育法Ⅱ（保健体育）	2			2	
	地域とスポーツ	2			2	
	地理学概論Ⅰ	2			2	
	地理学概論Ⅱ	2			2	
	都市社会学Ⅰ	2			2	
	都市社会学Ⅱ	2			2	
	特別活動の指導法（総合的な学習を含む） 【中等】	2			2	

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
	特別講義Ⅲ	2			2	
	特別講義Ⅳ	2			2	
	道徳教育の指導法【中等】	2			2	
	日本教育史	2			2	
	発育・発達学	2			2	
	人間関係論Ⅰ	2			2	
	人間関係論Ⅱ	2			2	
	発達心理学Ⅰ	2			2	
	発達心理学Ⅱ	2			2	
	武道論A	2			2	
	武道論B	2			2	
	法律学概論Ⅰ	2			2	
	法律学概論Ⅱ	2			2	
	倫理学概論Ⅰ	2			2	
	倫理学概論Ⅱ	2			2	
	安全教育及び救急法	3			2	
	衛生学・公衆衛生学	3			2	
	カウンセリング心理学Ⅰ	3			2	
	カウンセリング心理学Ⅱ	3			2	
	教育課程論【中等】	3			2	
	教育実習	3			4	
	教育実習事前・事後指導	3			1	
	教育相談の理論と方法【中等】	3			2	
	教育哲学Ⅰ	3			2	
	教育哲学Ⅱ	3			2	
	健康運動実践演習	3			2	
	国際政治学Ⅰ	3			2	
	国際政治学Ⅱ	3			2	
	国際法Ⅰ	3			2	
	国際法Ⅱ	3			2	
	コーチング演習	3			2	
	コーチング論	3			2	
	ジェンダー論	3			2	
	自然地理学	3			2	
	社会学概論Ⅰ	3			2	
	社会学概論Ⅱ	3			2	
	宗教学概論Ⅰ	3			2	
	宗教学概論Ⅱ	3			2	
	スポーツ医学	3			2	
	スポーツコンディショニング	3			2	
	スポーツ経営管理学	3			2	
	スポーツ指導演習A	3			2	
	スポーツ指導演習B	3			2	
	スポーツ指導演習C	3			2	
	スポーツ指導演習D	3			2	
	スポーツ統計学	3			2	
	スポーツマネジメント演習Ⅰ	3			2	
	スポーツマネジメント演習Ⅱ	3			2	
	政治学概論Ⅰ	3			2	
	政治学概論Ⅱ	3			2	
	臨床心理学	3			2	
	生徒・進路指導の理論と方法【中等】	3			2	

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
	体育原理	3			2	
	地誌学概論Ⅰ	3			2	
	地誌学概論Ⅱ	3			2	
	中等教科教育法Ⅰ（社会・公民）	3			2	
	中等教科教育法Ⅱ（社会・公民）	3			2	
	中等教科教育法Ⅲ（保健体育）	3			2	
	中等教科教育法Ⅳ（保健体育）	3			2	
	特別講義Ⅴ	3			2	
	特別講義Ⅵ	3			2	
	トレーニング演習	3			1	
	日本国憲法	3			2	
	日本史概論Ⅰ	3			2	
	日本史概論Ⅱ	3			2	
	日本文化史研究Ⅰ	3			2	
	日本文化史研究Ⅱ	3			2	
	学習心理学Ⅰ	4			2	
	学習心理学Ⅱ	4			2	
	教職実践演習【中・高】	4			2	
	視聴覚教育Ⅰ	4			2	
	視聴覚教育Ⅱ	4			2	
	特別支援教育総論【中等】	4			1	
	文化人類学	4			2	
	放送教育Ⅰ	4			2	
	放送教育Ⅱ	4			2	
	ワークショップ演習	4			2	

【履修方法】

卒業要件必要単位として、基礎教養科目 12 単位、外国語科目 4 単位、保健体育科目 2 単位、専門教養必修科目(学科必修科目)16 単位、専門教養選択科目 90 単位以上を修得した合計が 124 単位以上になること。(卒業要件)

【取得可能な教育職員免許状】

教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程は、別表(2)に定める。

- 中学校教諭一種免許状（社会）（保健体育）
- 高等学校教諭一種免許状（公民）（保健体育）

【諸資格及び受験資格取得】

各資格等の取得については、別表(3)に定める。

- 准学校心理士「一般社団法人 学校心理士認定運営機構」
- 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者受験資格「JSPO(公益財団法人日本スポーツ協会)」
- 初級障がい者スポーツ指導員養「公益財団法人日本パラスポーツ協会」

別表(1)-4

臨床教育学部 経営教育学科専門カリキュラム (学科別)
教育学科 共通開講科目

科目区分		授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
専門 教養	必修	現代教育学入門	1	2			
		キャリア開発論	2	2			
		経営管理論	2	2			
		専門演習Ⅰ	3	4			
		専門演習Ⅱ	4	4			
		卒業論文	4	4			
	選択	加工材料の特性	1			2	
		環境教育	1			2	
		観光地理学	1			2	
		機械整備基礎	1			2	
		教育学概論Ⅰ【中等】	1			2	
		教育心理学Ⅰ【中等】	1			2	
		教育心理学Ⅱ	1			2	
		教職論【中等】	1			2	
		経営学基礎論	1			2	
		健康スポーツ科学実習	1			1	
		公演演習Ⅰ	1			2	
		自転車整備基礎Ⅰ	1			2	
		自転車整備基礎Ⅱ	1			2	
		情報環境論	1			2	
		設計製図Ⅰ	1			2	
		ソーシャルビジネス論	1			2	
		特別講義Ⅰ	1			2	
		特別講義Ⅱ	1			2	
		バレエ実践Ⅰ	1			1	
		バレエ概論	1			2	
		バレエ理論	1			2	
		舞踊表現応用	1			2	
		舞踊表現基礎	1			2	
		ICT 活用の理論と方法	2			1	
		アーツマネジメント	2			2	
		会計学	2			2	
		環境ツーリズム論	2			2	
		観光サービス論	2			2	
		観光学	2			2	
		機械加工	2			2	
		機械工作	2			2	
		機械工作・計測実習Ⅰ	2			2	
		機械工作・計測実習Ⅱ	2			2	
		機械と設計	2			2	
		ベンチャービジネス論	2			2	
		教育行政学【中等】	2			2	
		教育の方法と技術【中等】	2			2	
		教育方法学	2			2	
		経営コミュニケーション論	2			2	
		経営史	2			2	

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
	経営戦略論	2			2	
	経済学概論Ⅰ	2			2	
	経済学概論Ⅱ	2			2	
	公演演習Ⅱ	2			2	
	国内観光地理概論	2			2	
	コンテンポラリー応用	1			1	
	コンテンポラリー基礎	1			1	
	栽培学	2			2	
	生物と育成	3			2	
	CG 概論	2			2	
	自然観光資源論	2			2	
	自動車工学Ⅰ-Ⅰ	2			2	
	自動車工学Ⅰ-Ⅱ	2			2	
	自動車工学基礎Ⅰ	2			2	
	自動車工学基礎Ⅱ	2			2	
	自動車工学実験実習Ⅰ	2			2	
	自動車工学実験実習Ⅱ	2			2	
	自動二輪整備基礎Ⅰ	2			2	
	自動二輪整備基礎Ⅱ	2			2	
	自動車ビジネス経営論	2			2	
	情報処理基礎Ⅰ	2			2	
	情報処理基礎Ⅱ	2			2	
	情報通信ネットワークⅠ	2			2	
	情報通信ネットワークⅡ	2			2	
	生理学	2			2	
	接客ビジネス論	2			2	
	設計製図Ⅱ	2			2	
	設備工事概論	2			2	
	中等教科教育法Ⅰ（技術）	2			2	
	中等教科教育法Ⅱ（技術）	2			2	
	データサイエンス	2			2	
	電気電子工学Ⅰ	2			2	
	電気電子工学Ⅱ	2			2	
	電気電子工学実験実習Ⅰ	2			2	
	道德教育の指導法【中等】	2			2	
	特別活動の指導法【中等】	2			2	
	特別講義Ⅲ	2			2	
	特別講義Ⅳ	2			2	
	日本教育史	2			2	
	人間環境論	2			2	
	人間環境概論	2			2	
	バレエ実践Ⅱ	2			1	
	ブライダルビジネス論	2			2	
	舞台ビジネス論	2			2	
	舞踊史	2			2	
	ホスピタリティ論	2			2	
	ボディ・コンディショニング	2			1	
	マルチメディア概論Ⅰ	2			2	
	マルチメディア概論Ⅱ	2			2	
	木材加工実習	2			2	

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
	木材の特性と設計	2			2	
	WEB デザイン概論	2			2	
	WEB 解析概論	3			2	
	エネルギー変換工学 1-I	3			2	
	エネルギー変換工学 1-II	3			2	
	環境経営概論	3			2	
	環境経営論	3			2	
	環境材料学	3			2	
	環境保全管理学	3			2	
	機械基礎実習	3			2	
	教育課程論【中等】	3			2	
	教育実習	3			4	
	教育実習事前・事後指導	3			1	
	教育相談の理論と方法【中等】	3			2	
	リーダーシップ論	3			2	
	経営組織論	3			2	
	公演演習Ⅲ	3			2	
	航空事業概論	3			2	
	国際経営論	3			2	
	古典バレエ作品論	3			2	
	材料工学	3			2	
	システム設計Ⅰ	3			2	
	システム設計Ⅱ	3			2	
	自動車工学 2-I	3			2	
	自動車工学 2-II	3			2	
	自動車整備技術 1-I	3			2	
	自動車整備技術 1-II	3			2	
	自動車整備実習 1-I	3			3	
	自動車整備実習 1-II	3			3	
	社会学概論Ⅰ	3			2	
	社会学概論Ⅱ	3			2	
	情報科学	3			2	
	情報化社会と仕事の世界Ⅰ	3			2	
	情報化社会と仕事の世界Ⅱ	3			2	
	情報社会と情報倫理Ⅰ	3			2	
	情報社会と情報倫理Ⅱ	3			2	
	情報数理学Ⅰ	3			2	
	情報数理学Ⅱ	3			2	
	人的資源管理論	3			2	
	政治学概論Ⅰ	3			2	
	政治学概論Ⅱ	3			2	
	生徒・進路指導の理論と方法【中等】	3			2	
	施工管理論	3			2	
	ファミリービジネス論	3			2	
	中等教科教育法Ⅲ（技術）	3			2	
	中等教科教育法Ⅳ（技術）	3			2	
	中等教科教育法Ⅰ（情報）	3			2	
	中等教科教育法Ⅱ（情報）	3			2	
	デザインマネジメント史	2			2	
	デザインマネジメント	3			2	

科目区分	授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
	電気電子工学Ⅲ	3			2	
	電気電子工学Ⅳ	3			2	
	電気電子工学実験実習Ⅱ	3			2	
	特別講義Ⅴ	3			2	
	特別講義Ⅵ	3			2	
	日本国憲法	3			2	
	バレエ実践Ⅲ	3			1	
	バレエ指導方法論	2			2	
	バレエ指導概論	2			2	
	プログラムと計測・制御Ⅰ	3			2	
	プログラムと計測・制御Ⅱ	3			2	
	マーケティング論	2			2	
	マルチメディア技術Ⅰ	3			2	
	マルチメディア技術Ⅱ	3			2	
	四輪自動車整備基礎 1-Ⅰ	3			2	
	四輪自動車整備基礎 1-Ⅱ	3			2	
	旅行関連事業概論	3			2	
	エネルギー変換工学 2-Ⅰ	4			2	
	エネルギー変換工学 2-Ⅱ	4			2	
	観光自然学	4			2	
	学習心理学Ⅰ	4			2	
	学習心理学Ⅱ	4			2	
	機械工学実験実習	4			2	
	企業内教育概論	4			2	
	企業内教育論	4			2	
	技術科教材研究	4			2	
	教職実践演習【中・高】	4			2	
	公演演習Ⅳ	4			2	
	視聴覚教育Ⅰ	4			2	
	視聴覚教育Ⅱ	4			2	
	自動車整備技術 2-Ⅰ	4			2	
	自動車整備技術 2-Ⅱ	4			2	
	自動車整備実習 2-Ⅰ	4			3	
	自動車整備実習 2-Ⅱ	4			3	
	自動車法規と検査Ⅰ	4			2	
	自動車法規と検査Ⅱ	4			2	
	情報処理実習Ⅰ	4			2	
	情報処理実習Ⅱ	4			2	
	特別講義Ⅶ	4			2	
	特別講義Ⅷ	4			2	
	特別支援教育総論【中等】	4			1	
	ネットワーク技術	4			2	
	バレエ実践Ⅳ	4			1	
	バレエ教育概論	4			2	
	バレエ教育方法論	4			2	
	バレエ演出論	4			2	
	放送教育Ⅰ	4			2	
	放送教育Ⅱ	4			2	
	木材加工の教育	4			2	
	四輪自動車整備基礎 2-Ⅰ	4			2	

科目区分		授業科目	配当 年次	必修	選択 必修	選択	備考
		四輪自動車整備基礎 2-Ⅱ	4			2	
		労働法	4			2	

【履修方法】

卒業要件必要単位として、基礎教養科目 12 単位、外国語科目 4 単位、保健体育科目 2 単位、専門教養必修科目(学科必修科目)18 単位、専門教養選択科目 88 単位以上を修得した合計が 124 単位以上になること。(卒業要件)

【取得可能な教育職員免許状】

教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程は、別表(2)に定める。

- 中学校教諭一種免許状(技術)
- 高等学校教諭一種免許状(情報)

【諸資格及び受験資格取得】

資格等の取得については、別表(3)に定める。

- 准学校心理士「一般社団法人 学校心理士認定運営機構」

別表(2)

○教職課程

教育職員免許状を得ようとする者は、学士の学位の取得に加え、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。

教育職員免許法第5条関係別表第1及び第66条の6より

大学において修得することを必要とする最低単位数

免許状の学校種	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に定める科目	合計
中学校教諭一種免許状	28	27	4	8	67
高等学校教諭一種免許状	24	23	12	8	67

※基礎資格として学士の学位を有すること。

本学で取得できる免許状は次のとおりである。

教職課程の構成

芦屋大学教職課程において修得することを必要とする最低単位数

学部	学科	免許状の種類	免許教科・領域	学部学科のコース名	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に定める科目	合計
臨床教育学部	教育学科	中学校教諭一種免許状	社会	教育学コース	36	29	0	9	74
		高等学校教諭一種免許状	公民		40	27	0	9	76
		中学校教諭一種免許状	保健体育	スポーツ教育コース・ダンスコース	38	29	0	9	76
		高等学校教諭一種免許状	保健体育		38	27	0	9	74
経営教育学部	経営教育学科	中学校教諭一種免許状	技術	技術・情報教員養成コース	36	29	0	9	74
		高等学校教諭一種免許状	情報		40	27	0	9	76

※基礎資格として学士の学位を有すること。

※本学における免許状取得に必要な最低単位数を確認し、以降に示す【教科及び教科の指導法に関する科目】

【教育の基礎的理解に関する科目等】【施行規則第66条の6に定める科目】の各表の必修科目を満たし、必要単位を修得すること。

※「大学が独自に設定する科目」の単位修得は、上表に記載している単位を超えて修得した単位数をもってこれに充てることができる。

※教職課程履修者は積極的にクラブ活動を行うことが望ましい。

※中学校、高等学校の教員志望者は、教員採用試験対策講座を受講すること。

詳細については「教員採用試験対策講座(後術)」を参照すること。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目(中・高一種)(全学部全学科共通)

免許法施行規則に 定める科目区分	単位数	左記に対応する本学 開設授業科目	単位数	開講 年次	履修方法
日本国憲法	2	日本国憲法	2	3	必修(2 単位)
体育	2	健康スポーツ科学実習 健康スポーツ科学概論	1 2	1 1	2 科目必修(3 単位)
外国語コミュニケーション	2	英語 A ドイツ語 A	2 2	1 1	いずれか 1 科目(2 単位) 選択必修
数理データ及び人工知能 に関する科目または 情報機器の操作	2	情報機器の操作	2	1	必修(2 単位)
計	8		9		

○教職課程履修方法

中高一種免・教育の基礎的理解に関する科目等

中学校一種免許状(社会、保健体育、技術)

高等学校一種免許状(公民、保健体育、情報)

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設専門教養科目					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		共通開設	開設年次	履修方法等
				必	選			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論Ⅰ【中等】	2			1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論【中等】	2			1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学Ⅰ【中等】	2			2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学Ⅰ【中等】	2			1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論【中等】	1			4	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論【中等】	2			3	
道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の指導法【中等】	2			2	中免のみ
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動の指導法(総合的な学習を含む)【中等】	2			2	
	特別活動の指導法		教育の方法と技術【中等】	2			2	
	教育の方法及び技術		ICT活用の理論と方法	1			2	
	情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法		生徒・進路指導の理論と方法【中等】	2			3	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
	生徒指導の理論及び方法		教育相談の理論と方法【中等】	2			3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法							
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	中高53	教育実習事前・事後指導	1			3	
	教育実習		教育実習	4			3	
	学校体験活動							
	教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2			4	
		中27 高23		中29 高27	0 0			
・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) ・教員の免許状取得のための選択科目							中29単位 高27単位 中0単位 高0単位	

○教育学科

中一種免(社会)・教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設専門教養科目					
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	開設年次	履修方法等
				必	選			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史概論Ⅰ	2			3	※「教科に関する専門的事項」の選択科目の中から6単位選択必修
			日本史概論Ⅱ		2		4	
			外国史概論Ⅰ	2			2	
			外国史概論Ⅱ		2		2	
		地理学(地誌を含む。)	地理学概論Ⅰ	2			2	
			地理学概論Ⅱ		2		2	
			地誌学概論Ⅰ	2			3	
			地誌学概論Ⅱ		2		4	
		「法学、政治学」	法学概論Ⅰ	2		(高・公民)	2	
			法学概論Ⅱ		2	(高・公民)	2	
			政治学概論Ⅰ	2		(高・公民)	3	
			政治学概論Ⅱ		2	(高・公民)	3	
		「社会学、経済学」	社会学概論Ⅰ	2		(高・公民)	3	
			社会学概論Ⅱ		2	(高・公民)	3	
			教育社会学		2	(高・公民)	2	
			経済学概論Ⅰ	2		(高・公民)	2	
		「哲学、倫理学、宗教学」	経済学概論Ⅱ		2	(高・公民)	2	
			哲学概論Ⅰ	2		(高・公民)	1	
			哲学概論Ⅱ		2	(高・公民)	1	
			教育哲学Ⅰ		2	(高・公民)	3	
	教育哲学Ⅱ			2	(高・公民)	3		
	倫理学概論Ⅰ		2		(高・公民)	2		
	倫理学概論Ⅱ			2	(高・公民)	2		
	宗教学概論Ⅰ		2		(高・公民)	3		
	宗教学概論Ⅱ		2	(高・公民)	3			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		中等教科教育法Ⅰ(社会)	2			2		
		中等教科教育法Ⅱ(社会)	2			2		
		中等教科教育法Ⅰ(社会・公民)	2		(高・公民)	3		
		中等教科教育法Ⅱ(社会・公民)	2		(高・公民)	3		
・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)								36 単位
・教員の免許状取得のための選択科目								22 単位

高一種免(公民)・教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設専門教養科目					
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	開設年次	履修方法等
				必	選			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	法律学概論Ⅰ	2		(中・社会)	2	※「教科に関する専門的事項」の選択科目から20単位選択必修
			法律学概論Ⅱ		2	(中・社会)	2	
			国際法Ⅰ		2		3	
			国際法Ⅱ		2		3	
			政治学概論Ⅰ	2		(中・社会)	3	
			政治学概論Ⅱ		2	(中・社会)	3	
			国際政治学Ⅰ		2		3	
			国際政治学Ⅱ		2		3	
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概論Ⅰ	2		(中・社会)	3	
			社会学概論Ⅱ		2	(中・社会)	3	
教育社会学				2	(中・社会)	2		
経済学概論Ⅰ			2		(中・社会)	2		
経済学概論Ⅱ				2	(中・社会)	2		
国際経済学Ⅰ				2		2		
国際経済学Ⅱ				2		2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		哲学概論Ⅰ	2		(中・社会)	1		
		哲学概論Ⅱ		2	(中・社会)	1		
		教育哲学Ⅰ		2	(中・社会)	3		
		教育哲学Ⅱ		2	(中・社会)	3		
		倫理学概論Ⅰ	2		(中・社会)	2		
		倫理学概論Ⅱ		2	(中・社会)	2		
		宗教学概論Ⅰ	2		(中・社会)	3		
		宗教学概論Ⅱ		2	(中・社会)	3		
		発達心理学Ⅰ	2			2		
	発達心理学Ⅱ		2		2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目								
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		中等教科教育法Ⅰ(社会・公民)	2		(中・社会)	3		
		中等教科教育法Ⅱ(社会・公民)	2		(中・社会)	3		
・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)							40 単位	
・教員の免許状取得のための選択科目							14 単位	

中一種免・高一種(保健体育)・教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設専門教養科目					
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	開設年次	履修方法等
				必	選			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	体育実技 A	1		(中高・保健体育)	1	これらより 2 単位 選択必修
			体育実技 B	1		(中高・保健体育)	1	
			体育実技 C	1		(中高・保健体育)	2	
			球技 A		1	(中高・保健体育)	1	
			球技 B		1	(中高・保健体育)	1	
			球技 C		1	(中高・保健体育)	2	これらより 1 単位 選択必修
			武道 A		1	(中高・保健体育)	1	
			武道 B		1	(中高・保健体育)	1	これらより 2 単位 選択必修
			生涯スポーツ実習 A		2	(中高・保健体育)	1	
			生涯スポーツ実習 B		2	(中高・保健体育)	2	これらより 4 単位 選択必修
			スポーツ指導演習 A		2	(中高・保健体育)	3	
			スポーツ指導演習 B		2	(中高・保健体育)	3	
			スポーツ指導演習 C		2	(中高・保健体育)	3	
			スポーツ指導演習 D		2	(中高・保健体育)	3	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	2		(中高・保健体育)	3		
		スポーツ心理学	2		(中高・保健体育)	1		
		スポーツ経営管理学	2		(中高・保健体育)	3		
		スポーツ社会学	2		(中高・保健体育)	1		
		運動学(運動方法学を含む)	2		(中高・保健体育)	2		
	生理学(運動生理学を含む。)	発育・発達学		2	(中高・保健体育)	2		
		運動生理学	2		(中高・保健体育)	1		
		体力測定と評価		2	(中高・保健体育)	2		
		衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	2		(中高・保健体育)	3	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健(小児保健含む)	2		(中高・保健体育)	2		
		安全教育及び救急法	2		(中高・保健体育)	3		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目							
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		中等教科教育法Ⅰ(保健体育)	2		(中高・保健体育)	2	
中等教科教育法Ⅱ(保健体育)			2		(中高・保健体育)	2		
中等教科教育法Ⅲ(保健体育)			2		(中高・保健体育)	3		
中等教科教育法Ⅳ(保健体育)			2		(中高・保健体育)	3		
・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)							中 38 単位 高 38 単位	
・教員の免許状取得のための選択科目							中 12 単位 高 12 単位	

○経営教育学科

中一種免(技術)・教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設専門教養科目					
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	開設年次	履修方法等
				必	選			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	材料加工 (実習を含む。)	木材の特性と設計	2			2	※「教科に関する専門的事項」の選択科目の中から4単位以上選択必修
			木材加工の教育		2		4	
			木材加工実習	2			2	
			設計製図Ⅰ	2			1	
			設計製図Ⅱ		2		2	
			加工材料の特性	2			1	
			機械加工	2			2	
			材料工学		2		3	
			環境材料学		2		3	
		機械・電気 (実習を含む。)	機械と設計	2			2	
			機械工作		2		2	
			機械基礎実習	2			3	
			機械工学実験実習		2		4	
			電気電子工学Ⅰ	2			2	
			電気電子工学Ⅱ		2		2	
			電気電子工学実験実習Ⅰ	2			2	
			電気電子工学実験実習Ⅱ		2		3	
		生物育成	栽培学	2			2	
			生物と育成	2			2	
		情報とコンピュータ	情報処理基礎Ⅰ	2			2	
			情報処理基礎Ⅱ		2		2	
			プログラムと計測・制御Ⅰ		2		3	
			プログラムと計測・制御Ⅱ		2		3	
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	中等教科教育法Ⅰ(技術)	2			2		
		中等教科教育法Ⅱ(技術)	2			2		
		中等教科教育法Ⅲ(技術)	2			3		
		中等教科教育法Ⅳ(技術)	2			3		

・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)

36 単位

・教員の免許状取得のための選択科目

18 単位

高一種免(情報)・教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設専門教養科目							
科目 区分		各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	開設 年次	履修方法等		
				必	選					
教科 及 び 教科 の 指 導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専 門 的 事 項	情報社会(職業に関する 内容を含む。)・情報倫理	情報社会と情報倫理Ⅰ	2			3	※「教科に関する専 門的事項」 の選択科目から 20 単位必修		
			情報社会と情報倫理Ⅱ		2		3			
			情報化社会と仕事の世界Ⅰ	2			3			
			情報化社会と仕事の世界Ⅱ		2		3			
		コンピュータ・情報処理	情報処理基礎Ⅰ	2			2			
			情報処理基礎Ⅱ		2		2			
			情報処理実習Ⅰ	2			4			
			情報処理実習Ⅱ		2		4			
		情報システム	情報数理学Ⅰ		2		3			
			情報数理学Ⅱ		2		3			
			システム設計Ⅰ	2			3			
			システム設計Ⅱ		2		3			
情報通信ネットワーク		情報通信ネットワークⅠ	2			2				
		情報通信ネットワークⅡ		2		2				
マルチメディア表現・ マルチメディア技術		マルチメディア概論Ⅰ	2			2				
		マルチメディア概論Ⅱ		2		2				
		マルチメディア技術Ⅰ	2			3				
		マルチメディア技術Ⅱ		2		3				
教科及び教科の指導法に関する 科目における複数の事項を 合わせた内容に係る科目										
各教科の指導法(情報通信技 術の活用を含む。)		中等教科教育法Ⅰ(情報)	2			3				
		中等教科教育法Ⅱ(情報)	2			3				
・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)									40 単位	
・教員の免許状取得のための選択科目									0 単位	

別表(3)

諸 資 格

1.公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者養成講習会(共通科目Ⅰ＋Ⅱ)免除適応コース
【対象学部学科】 臨床教育学部 教育学科スポーツ教育コース

「公認スポーツ指導者養成講習会(共通科目Ⅰ＋Ⅱ)免除適応コース」とは

日本スポーツ協会が実施しているスポーツ指導者養成講習と同じカリキュラムを本学臨床教育学部教育学科スポーツ教育コースで履修することができ、講習会・試験の一部が免除されるシステムのことをいう。また、「共通科目Ⅰ＋Ⅱコース」と併せて本学が指定する科目を履修することで、同協会の「スポーツリーダー認定証」が発行され、併せて「ジュニアスポーツ指導員」と「アシスタントマネージャー」の受験資格を得ることができる。

卒業年度に修了証を提出することにより、「スポーツリーダー」として認定され認定証が発行される。修了証発行には所定の手続きと費用が必要となる。

卒業年度に同協会の「ジュニアスポーツ指導員」と「アシスタントマネージャー」資格取得試験を受験しない場合であっても、卒業後 4 カ年程度有効な「免除適応コース修了証明書」の発行を受けていれば、有効期間内に資格取得試験を受験することができる。なお、卒業後一切の修了証明書の発行は行われない。

詳細は公益財団法人日本スポーツ協会オフィシャルホームページを参照。

公認スポーツ指導者養成講習会(共通科目Ⅰ＋Ⅱ)免除適応コース
本学対象科目一覧

	科 目	単 位
1	スポーツ社会学	2
2	コーチング論	2
3	トレーニング演習	2
4	スポーツ医学	2
5	スポーツ栄養学	2
6	スポーツ心理学	2
7	スポーツマネジメント論	2

公認スポーツ指導者養成講習会免除適応コース
「ジュニアスポーツ指導員」
本学対象科目一覧

	科 目	単 位
1	スポーツ心理学	2
2	コーチング論	2
3	ジュニアスポーツ	2
4	運動プログラム演習	2
5	キッズスポーツ	2
6	スポーツ医学	2
7	スポーツ栄養学	2

公認スポーツ指導者養成講習会免除適応コース
「アシスタントマネージャー」
本学対象科目一覧

	科 目	単 位
1	スポーツマネジメント論	2
2	地域とスポーツ	2
3	スポーツ社会学	2

2.初級障害者スポーツ指導員 公益財団日本障害者スポーツ協会資格

【対象学部学科】 臨床教育学部 教育学科
経営教育学部 経営教育学科

この資格は対象学部学科すべての学生が履修でき、条件を満たし卒業年度に申請することで卒業と同時に取得できる資格である。本学は、公益財団日本障害者スポーツ協会の資格認定校であり、所定の科目を履修した後、同協会に申請することにより、初級障害者スポーツ指導員の資格が得られる。申請には所定の手続きと費用が必要となる。

「障害者スポーツ指導員とは」

公益財団法人日本障害者スポーツ協会の公認資格となり、多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行うことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与することを責務とするものである。

初級障害者スポーツ指導員 本学対象科目

2 年 障害者スポーツ概論	3 年 安全教育及び救急法	3 年 スポーツマネジメント演習Ⅱ
---------------	---------------	-------------------

3.社会福祉主事任用資格

【対象学部学科】 臨床教育学部 教育学科
経営教育学部 経営教育学科

任用資格とは、所定の要件を満たし、該当する職種に就いて初めて通用するものである。

社会福祉主事任用資格は、各地方団体の福祉事務所などに従事する公務員(ケースワーカーなど)として任用される者に要求される資格であるが、社会福祉施設の職員等の資格にも準用されている。

本学では、下表の開講科目から3科目以上を修得して卒業した者に対し、申請により証明書の発行を行っている。

社会福祉主事任用資格 本学対象科目

平成 11 年度までに履修(修得)対象科目
社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉事業方法論、社会調査統計、社会福祉施設経営論、社会福祉行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、精神薄弱者福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学及び栄養学
平成 12 年度以降に履修(修得)対象科目
社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学
※平成 12 年度に在学していた者については、ア、イどちらの科目でも適用できます。 ※原則として、上記のとおり科目名に限り、イについては、大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認して下さい。 ※(3)については、大学等の履修証明をもって、任用資格の有無を確認することとなります。

4.児童指導員任用資格

【対象学部学科】 臨床教育学部 教育学科
経営教育学部 経営教育学科

児童指導員は、課程の事情や障害などの為に、児童福祉施設で生活する児童を援助、育成、指導する職種であり、児童指導員任用資格は、児童福祉施設が児童指導員を採用する際の基準として定められた資格である。

本学における資格取得対象となりえる学生は、中学校・高等学校の教員免許(教科は不問)を取得した者とする。

申請により証明書の発行を行っている。

5.公益財団法人 健康・体力づくり事業財団 健康運動実践指導者(受験資格)

【対象学部学科】 臨床教育学部 教育学科

健康づくりのための運動実践指導のエキスパートとして、地域社会での健康運動指導を行うことができると認められるための資格である。健康運動実践指導者は、厚生労働省の認定事業として推進されてきたが、現在では「健康・体力づくり事業財団」が認定する、健康運動指導のための資格となっている。

健康運動実践指導者は、運動生理学や医学的な基礎知識に基づいた健康運動指導のための知識と技能を要し健康づくりを目的として作成された運動プログラムに沿って、適切な実践指導を行うことができる。

特に、健康増進の目的のために誰もが気軽に行うことのできる「ジョギング」「ウォーキング」「水泳・水中運動」「エアロビクスダンス」を中心とした運動実践指導の専門家としての位置づけにあり、健康運動実践指導者の目的は、運動習慣によって生活習慣病を予防し、一生涯を通じて国民の健康を維持・向上することにある。

下表の全ての科目の修得をし、卒業年に申請を行うことで受験資格を得られる。

本学対象科目一覧

	科 目	単 位
1	運動生理学	2
2	スポーツ栄養学	2
3	スポーツ心理学	2
4	運動プログラム演習	2
5	生涯スポーツ実習 B	2
6	体力測定と評価	2
7	健康運動実践演習Ⅰ	2
8	健康運動実践演習Ⅱ	2
9	スポーツ演習Ⅲ(エアロビクス・リズムダンス)	2
10	トレーニング演習	2
11	スポーツコンディショニング	1
12	スポーツ医学	2

6.准学校心理士資格

【対象学部学科】 臨床教育学部 全学科 経営教育学部 全学科

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、保護者、教師、学校などに対して、専門的知識をもって心理教育的援助サービスを行うことのできる認定資格である。

下表の各科目群より1科目以上、合計6単位以上を修得し、卒業年の前期に申請を行い機構の書類審査に合格することで資格が認定される。

	科目群	科 目	単 位	備考
1	教育心理学 及び 発達心理学	教育心理学Ⅰ【中等】	2	
2		教育心理学Ⅱ	2	
5		発達心理学Ⅰ	2	
6		発達心理学Ⅱ	2	
7	教育相談	教育相談の理論と方法【中等】	2	
9	特別支援教育	特別支援教育総論【中等】	1	

変更事項を記載した書類

1. 臨床教育学部児童教育学科を令和8年4月1日に募集停止を行うため、児童教育学科に関する学則の削除を行う。
2. 臨床教育学部教育学科の芦屋大学学則第4条(定員)に定める学部内での入学定員を100名から80名・収容定員を400名から320名に定員減変更を行う。
3. 変更の時期は、令和8年4月1日からとする。
4. 附則に令和8年4月1日より施行すると規定する。

以上

学則変更の趣旨等

ア 学則変更(収容定員変更)の内容

芦屋大学は令和 8 年度(2026 年度)から、臨床教育学部教育学科の入学定員を 100 名から 80 名に、収容定員を 400 名から 320 名に変更する。また、臨床教育学部児童教育学科は令和 8 年度より学生募集停止を行う。なお、その他の学科の変更(学科間の収容定員の振替)は行わない。大学全体の収容定員の増加を伴わない変更を行う。

学 部	学 科	入学定員			収容定員
		変更前	変更後	増減	
臨床教育学部	教育学科	100 名	80 名	△20 名	320 名
	児童教育学科	50 名	0 名	△50 名	0 名
合 計		150 名	80 名	△70 名	320 名

イ 学則変更(収容定員変更)の必要性

臨床教育学部教育学科・児童教育学科は、定員未充足の状況が続いており、今後も 18 歳人口の減少に伴い、入学志願者も減少していくことが予測され、定員充足を満たすことが困難となるため、学生入学状況の実態に合わせて教育学科の入学定員を 100 名から 80 名へと変更、児童教育学科を募集停止することは、定員充足率を改善するうえからも先送りできないとの判断により定員変更を行う。

ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(ア)教育課程の変更内容

収容定員変更に伴う教職課程の変更は行わない。今後も、社会に求められる人材を育成するべく、その期待の変化などの意図や内容を汲み取り、使命・教育目的の見直し等を行い、内容のさらなる充実を図るため、改善に努める。

(イ)教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導方法について変更はない。これまでと同様に教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもと、学生一人ひとりが自分らしく輝いていけるよう、担当教員、各部署の教職員とともに学生一人一人に向き合いきめ細やかな指導を行っていく。

(ウ)教員組織の変更内容

今回の収容定員変更に伴う教員組織の変更はない。教育学科の収容定員を 20 名減じるが、教員組織の変更は行わないため、教育体制は一層の改善が見込まれる。

今後も大学設置基準を遵守し、学生の教育と指導のために必要十分な教員組織を維持する。

(エ)大学全体の施設・設備の変更内容

今回は大学全体の収容定員の増加は伴わないことから、図書館やコンピューター教室、実験・実習室等の施設・設備についても、定員変更前と同等の学修環境を用意することができる。よって、今回の収容定員変更に伴う大学全体の施設・設備の変更はない。

目次(本文)

(1) 収容定員を変更する組織の概要

- ① 収容退院を変更する組織の概要
(名称、入学定員、収容定員、所在地)
- ② 収容定員を変更する組織の特色

(2) 人材需要の社会的な動向等

- ① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析
- ② 中期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析
- ③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域
- ④ 収容定員を変更する組織の定員充足の状況

(3) 学生確保の見通し

- ① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果
 - ア 既設組織における取組とその目標
 - イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標
 - ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数
- ② 競合校の状況分析
(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)
 - ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性
 - イ 競合校の入学志願動向等
- ③ 先行事例分析
- ④ 学生確保に関するアンケート調査
- ⑤ 人材需要に関するアンケート調査等

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定理由

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地)

新設組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
臨床教育学部教育学科	80(△20)	320	兵庫県芦屋市六麓荘町 13-22
臨床教育学部児童教育学科	0(△50)	0	
合計	80(△70)	320	

② 収容定員を変更する組織の特色

・ 養成する人材像、学位の分野を踏まえた収容定員を変更する組織の特色

芦屋大学の教育目的は『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、兼山な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。時代とともに学生たちの気質も、社会が求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、個性を伸ばす教育と実践し、社会に貢献できる人材を育成している。

臨床教育学部教育学科の課程を修了し、卒業認定した者には、芦屋大学学則第 10 条の規定により、学士(教育学)を授与する。

・ 収容定員を変更する組織と関連する既設組織

収容定員を変更する組織の教育学科のある臨床教育学部には、児童教育学科があるが令和 8 年度、募集停止を行う。

(名 称)臨床教育学部児童教育学科

(入学定員)50 名 (収容定員)200 名

(所 在 地)兵庫県芦屋市六麓荘町 13-22(教育学科と同じ)

(予 定)児童教育学科は、令和 8 年度に募集停止を行う。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

教育学科は臨床教育学の教育・研究を通じて、実社会での教育実践能力を養成する。

教育は社会の未来を担う重要な分野であり、質の高い教育者の育成が求められている。

その中で、芦屋大学の教育学科では、充実した学習環境と実践的な教育を提供している。

教育学科は「教育学」「心理学」「スポーツ教育」「地域スポーツ指導者」「ダンス」の 5 つのコースから構成されており、それぞれの専門分野を深めながら、実践的な指導力を身につけることができる。学生は教育者としての専門性を高め、実践的な知識と技術を養い、質の高い教育を受けながら社会に貢献できる人材として成長することを目指している。

教育は社会の発展に欠かせない要素であり、優れた教員の育成は全国的な課題です。日本全体で教員不足や教育の質向上の必要性が叫ばれている中、兵庫県においても教員養成機関の重要性が増している。

全国的な教員需要の動向を見ると、少子化の影響で学校数は減少傾向にある一方で、教員の高齢化に伴う退職者の増加により、新規教員の需要は依然として高水準にある。特に地方の学校では教員不足が深刻化しており、新規採用枠の拡大や研修制度の充実が急務とされている。また、教育のデジタル化が進む現在、ICT を活用した授業設計やデジタル教材の開発に対応できる教員の養成がますます求められている。

兵庫県内でも、教員養成施設の果たす役割は一層重要になっている。地方部では依然として教員不足が課題となっており、現場で即戦力となる人材の育成が進められています。さらに、教育現場のデジタル化や特別支援教育への対応など、地域のニーズに応える教育機関の役割は今後ますます拡大していくと考えられる。

このように、兵庫県をはじめとする全国の教員養成施設は、時代の変化に対応しながら教育の質の向上に貢献している。今後も、教員の専門性向上と人材確保に向けた取り組みを強化し、より良い教育環境の構築を目指すことが求められている。

② 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

日本の 18 歳人口は今後減少傾向にあると予測されており、大学などの入学対象人口にも影響を及ぼしている。全国的に見ると、18 歳人口は 2023 年の約 110 万人から 2035 年には約 96 万人へと減少する見込みである。その一方で、大学進学率は【資料 1・2】の通り上昇傾向にあり、2013 年の 47.4% から 2023 年には 57.7%に達している。短期大学への進学率は低下しており、専門学校への進学率もわずかながら減少している。

近畿地方では 2024 年比で約 22,590 人の減少が予測されている。【資料 3・4】

このように、日本の入学対象人口は今後も変化していくと考えられこれらの変化は、教育機関の運営や地域社会の発展にも影響を与える可能性がある。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

既存の在学生調査【資料 5】から、教育学科の入学者の半数が兵庫県及び大阪府で構成されているため、この地域を重点的な募集地域に変更はないが、残り半数は西日本エリアの学生のため、四国、九州、沖縄も重点的な募集地域として位置付ける。

④ 収容定員を変更する組織の定員充足の状況

- 収容定員を変更する組織の大学の学部学科ごとの定員充足状況及び今後の定員充足の見通し

芦屋大学には臨床教育学部教育学科・児童教育学科、経営教育学部経営教育学科があり、令和 7 年度の定員充足状況、入試方法別の入学定員充足状況については下記のとおりである。

	臨床教育学部 教育学科	臨床教育学部 児童教育学科	経営教育学部 経営教育学科	計
在籍数(人)	270	71	353	632
収容定員数(人)	400	200	400	800
収容定員充足率	67.5%	35.5%	88.2%	79%
入学者数(人)	61	9	103	164
入学定員数(人)	100	50	100	200
入学定員充足率	61%	18%	103%	82%
総合型入試	40	8	21	61
学校推薦型入試	20	1	11	32
一般入試	0	0	4	4
留学生入試	1	0	67	68

教育学科は、令和 8 年度より、現在の定員 100 名を 80 名に削減することで、充足率向上を図る。

- 収容定員を変更する組織の完成年度までの間の大学等の収容定員変更予定
令和 8 年度児童教育学科募集停止を行う。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

・ 学生募集活動・広報活動の強化

本学では、オープンキャンパス参加者の受験率が高い傾向にあることから、受験生の来校促進を目的として、開催時期に合わせてダイレクトメール(DM)を積極的に発送する。また、通常授業を行う祝日に「ミニオープンキャンパス」を実施し、日常の授業風景を受験生に直接見学してもらうことで、大学の魅力や学習環境の理解を深めてもらう工夫を行っている。

オープンキャンパスをはじめとして、受験生の興味を引きつける魅力的なイベント企画については、入試広報部において継続的に検討を重ねている。なかでも女子学生の募集強化は、各学部共通の重要課題であり、女性教職員と女子学生によるプロジェクトチームを発足させ、女性の視点を取り入れた大学の魅力づくりを推進している。現在のところ、具体的な成果には至っていないが、今後も継続的な議論と展開を図る方針である。

併設校である学園高校との連携強化にも注力しており、内部推薦による受験者の増加を目指して、学園高校向けの説明会や保護者会における個別相談の実施に加え、「高大連携・接続検討委員会」を通じて連携授業の具体的な導入についても検討している。また、学園高校の受験制度に関しては、生徒および保護者から「分かりにくい」という意見が寄せられており、こうした課題に対応するため、学園高校独自の入試制度を新たに導入することを決定した。

これらの取組は、受験生のニーズに寄り添いながら、大学と併設校双方の魅力向上および進学率の向上を目指すものである。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

臨床教育学部では、既存の施策を活用するとともに、兵庫・大阪を中心とした京阪神地域の高校(特に偏差値 59 以下の層)を主な対象とし、「面倒見のよい大学」という特色を活かした募集活動を展開する。SNS や WEB 広告を活用した広報活動に加え、オープンキャンパスや高校訪問を通じて大学の魅力を発信する。また、新たに国際機関が掲げる環境目標に対応した、持続可能な社会・経済環境の実現に貢献できる人材育成を目指す。これにより、社会貢献や持続可能性に関心を持つ高校生への志願者確保につなげていく。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

臨床教育学部教育学科では、教育学を基盤に、環境に関する学際的な内容を取り入れた再編を進めている。環境教育、地域連携、情報教育、教職課程の強化などが積極的に推進されており、学びの質の向上と実践的な力の育成が図られている。また、キャリア支援体制の充実、中途退学防止策、広報・募集活動の強化など、学園全体として多角的な施策を展開しており、これらの取り組みにより収容定員充足率は 80%以上の達成が見込まれている。

② 競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

競合校に関する分析は、【資料 6】にあるように、定員充足率を中心に分析を行っている。定員充足については、立地ならびに現時点の知名度が大きく影響している。また、教育実習やインターンシップを通じて、現場での経験を重視する点は競合校と共通である。

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

(教育内容と方法)

芦屋大学教育学科には、兵庫県および大阪府出身の学生が多数を占めており、その地域性は教育方針にも反映されている。こうした背景から、本学科の競合校としては、兵庫県内で教員養成課程(保健体育・社会・公民)を設置している大学が想定される。

これらの競合校との類似点として、教育学やスポーツ教育などの分野を中心とした学科構成が挙げられる。一方で芦屋大学の優位性は、少人数制による個別指導の徹底にあり、学生一人ひとりに寄り添った教育を提供することで、実践的かつ人間力を育む教員の育成を実現している。

(入試)

学力の三要素を多面的かつ総合的に評価する入試方式へと移行し、受験生の個性や能力に応じて受験しやすくなるよう工夫している。入試制度は、①総合型選抜(AO 入試・スポーツ芸術文化入試)、②学校推薦型選抜(指定校推薦・公募制推薦)、③一般選抜(一般入試)、④その他の入試(社会人入試・私費外国人留学生入試)の4区分に整理され、それぞれの評価ポイントを明確化した。中でも総合型選抜入試は、近年のニーズの高まりを受け、入試回数を増加。年内に受験・合格・入学した受験生には、入学金の免除制度を導入し、早期確保を図っている。

(修学支援の内容)

本学及び競合校の学生納付金については、【資料 7】のとおりである。

学納金の納入方法については、分納および延納の選択が可能であり、学生の状況に応じて柔軟に対応している。また、遠方からの進学者を対象とした支援制度として、入学後に下宿をする学生に対して入学金を免除する措置を講じており、地域外からの進学者への経済的支援を行っている。

(就職支援の内容)

キャリア支援においては、キャリアコンサルタント資格を有する職員と担任が学生情報を共有し、連携して対応している。就職指導では、全学生を対象に、3 年次および 4 年次に個別面談を実施し、学生の状況を把握したうえで、きめ細かな支援を行っている。

また、授業外でインターンシップに参加する際の学内手続きに関する説明資料を作成し、学生および教職員向けに配布・配信している。「学内推薦インターンシップ」については、参加希望者に対して事前・事後研修を行い、実践的な準備・振り返りを支援している。

さらに、年間を通じて各種セミナーやキャリアガイダンスを学内で実施し、学生の進路選択を多面的にサポートしている。加えて、3 年次後期および 4 年次前期には、外部企業が主催する合同企業説明会へのバスツアーを企画・実施し、企業の採用担当者と学生が直接交流する機会を提供している。

(取得できる資格)

本学及び競合校の教職課程を修了し、所定の科目を修得すると次の教員免許、資格が取得できる。

- ・中学校教諭一種免許状(保健体育)(社会)
- ・高等学校教諭一種免許状(保健体育)(公民)
- ・初級障がい者スポーツ指導員資格(資格申請必要)
- ・社会福祉主事任用資格

また、次の受験資格が得られる。

- ・ジュニアスポーツ指導員(受験資格)
- ・アシスタントマネージャー(受験資格)

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の入学状況は【資料 6】のとおりである。

各競合校において、さまざまな状況がみられる。兵庫教育大学は微減傾向が見られるものの、地域志向の強い教員志望者に根強い支持を得ている。私立大学である関西学院大学も一定の志願者数を維持しており、特に教育学部を新設した関西学院大学では近年、志願者数の増加傾向が確認されている。

ウ 先行事例分析

近年、教職課程の募集定員減少が全国的に進んでおり、その背景にはさまざまな要因がある。まず、教職に就くことを希望する学生が減っている。また、文部科学省による教育課程の見直しも影響しており、教員免許取得の負担軽減を図るため、教職課程の単位数削減が検討されている。加えて、財政的な理由から教職課程の定員を削減する大学も存在し、教育機関の運営に関わる課題が浮き彫りになっている。

具体的な事例として、滋賀大学では 2017 年度に新学部設置を機に教職課程の定員を削減した結果、卒業生の教員就職率に変化が見られた。また、全国的な動向として、教員養成学部では複数の学校種に対応できる教員の育成を目指し、免許状取得の要件を見直す動きが進んでいる。こうした変化は、教育政策の転換点となる可能性がある。

エ 学生確保に関するアンケート調査

今回の収容定員に係る学則変更の届出(定員の減少)にあたって、学生確保に関するアンケート調査は実施していないが、教育内容のより一層の充実及び効果的な広報を展開することで、定員充足を目指す。

オ 人材需要に関するアンケート調査等

教員の人材需要に関するアンケートは実施していないが、近年の教員不足による、教員の需要について認識している。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

教員を目指す高校生は一定数以上存在する。ただ、18 歳人口の減少、学生との教育離れ、本学近隣にも多数の競合校が存在することから、本学を含む競合校すべての学生確保は困難となっていくことが予想されるため、入学定員を 100 名から 80 名に減じることで、定員を充足することを目指していく。

臨床教育学部収容定員充足率

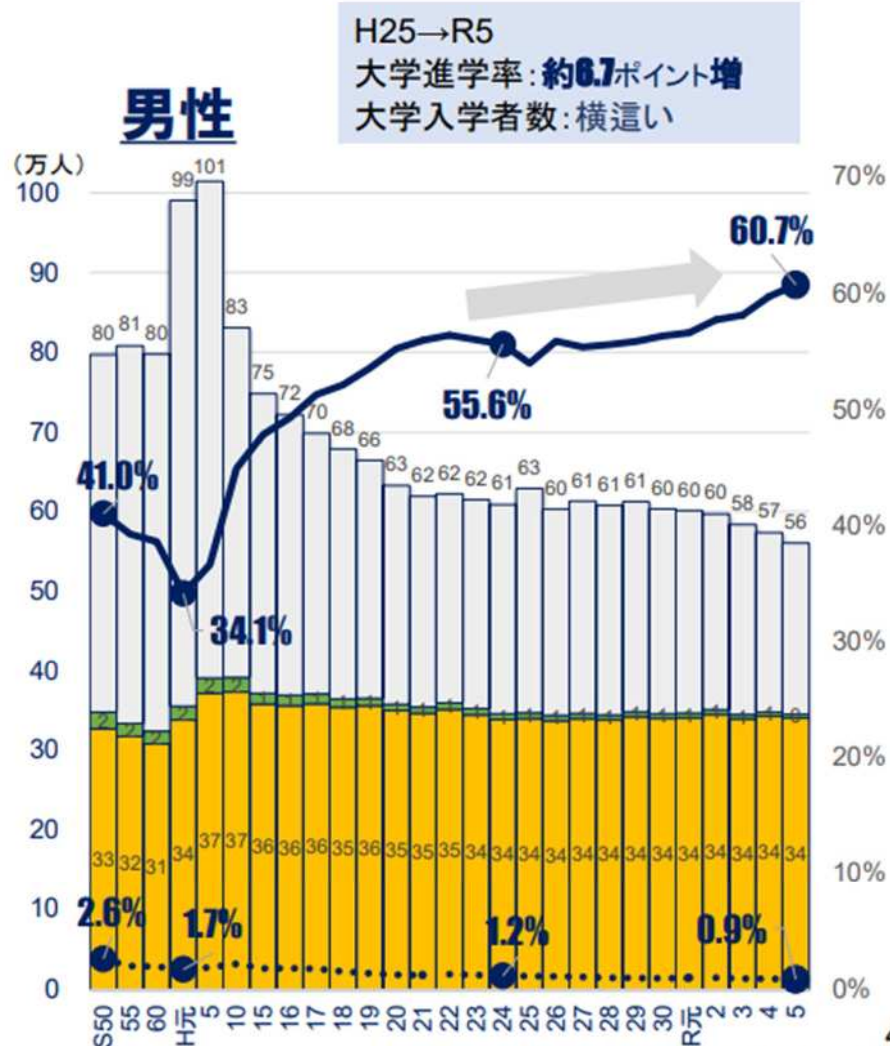
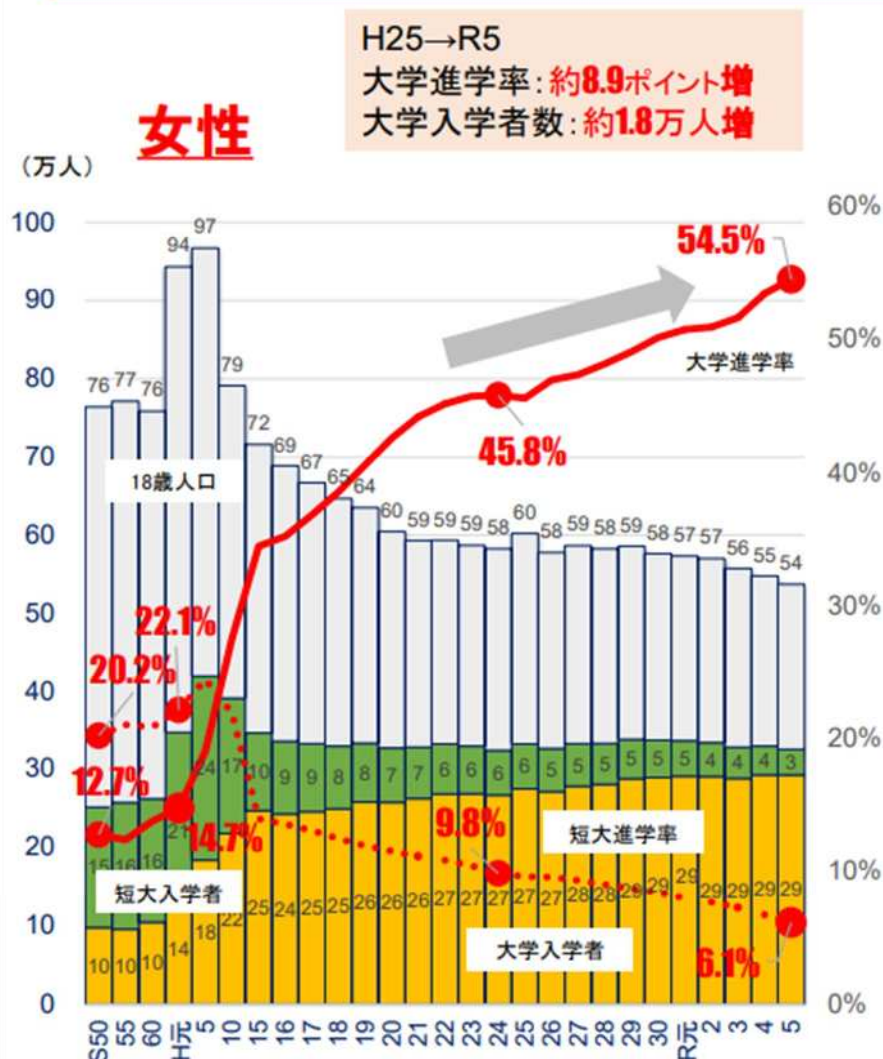
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
教育学科	学生数	397	395	352	306	270
	収容定員	400	400	400	400	400
	収容定員充率	99.3%	98.8%	88.0%	76.5%	67.5%
児童教育学科	学生数	125	136	123	101	71
	収容定員	200	200	200	200	200
	収容定員充率	62.5%	68.0%	61.5%	50.5%	35.5%
合計	学生数	522	531	475	407	340
	収容定員	600	600	600	600	600
	収容定員充率	87.0%	88.5%	79.2%	67.8%	56.7%

臨床教育学部入学定員充足率

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
教育学科	志願者数	134	129	93	81	74
	入学者数	117	117	82	78	61
	入学定員数	100	100	100	100	100
	入学定員充足率	117.0%	117.0%	82.0%	78.0%	61.0%
児童教育学科	志願者数	54	41	17	24	10
	入学者数	48	37	14	24	9
	入学定員数	50	50	50	50	50
	入学定員充足率	96.0%	74.0%	28.0%	48.0%	18.0%

男女別・18歳人口と大学進学率等の推移

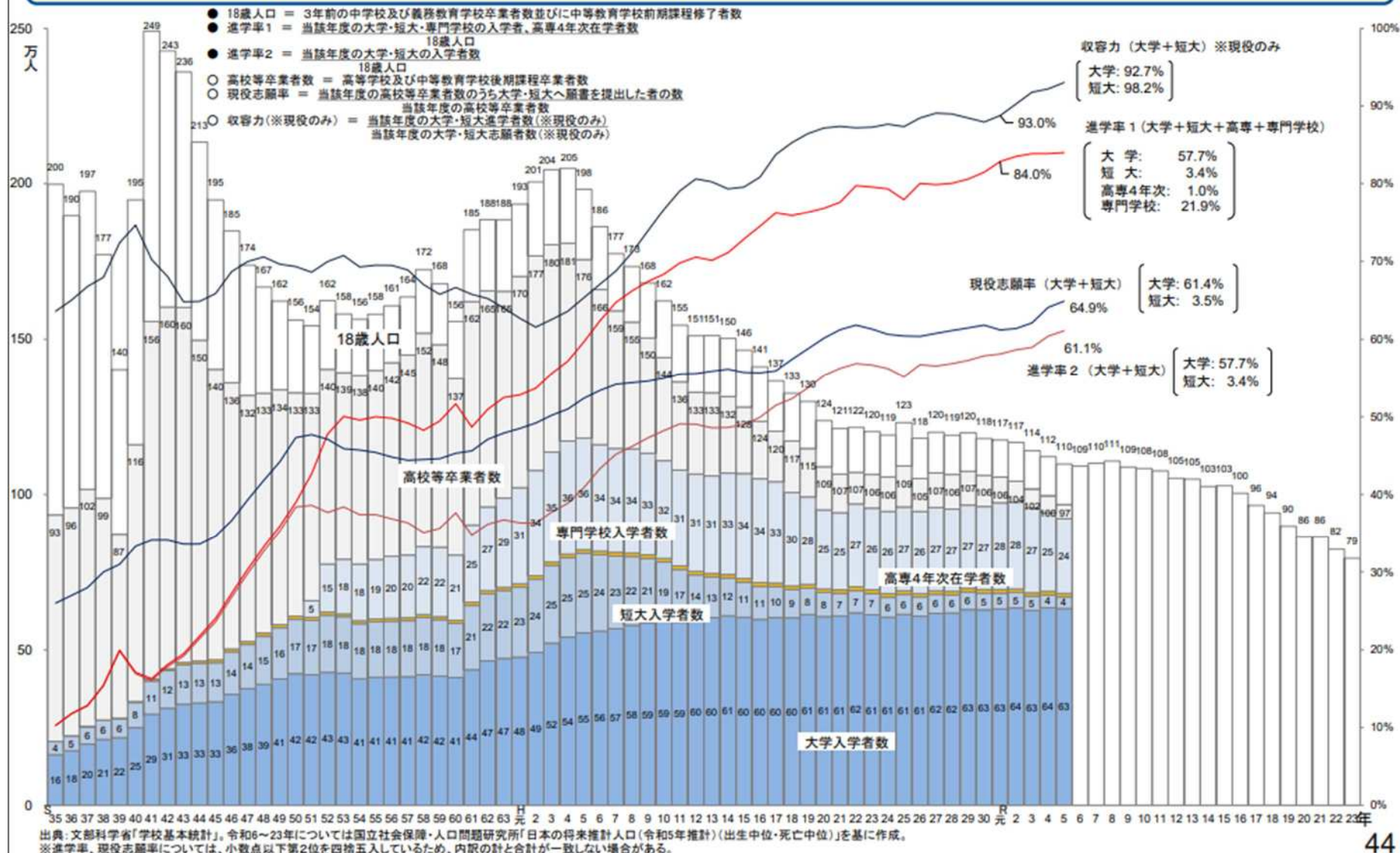
- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約20万人増加、進学率も約42ポイント増加している。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。



【出典】文部科学省「学校基本統計」

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、ピークであった昭和41年には、約249万人であったが、令和5年には110万人にまで減少。令和23年には80万人を切ることが予測されている。高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和5年には大学のみで57.7%、全体で84.0%となっている。



【出典】文部科学省「参考データ集」

近畿地方の進学者数・進学率（現役）の推移【資料 3】

			2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
近畿	卒業者数		176,642	177,523	181,010	178,474	176,398	173,375	168,483	163,617	158,961	151,126
	進学者数	大学	94,972	96,659	98,287	96,866	96,658	98,317	99,736	100,777	100,594	97,844
		短期大学	10,384	9,876	9,906	9,124	8,578	8,382	7,493	6,515	5,526	4,844
		専門学校	25,981	25,920	26,635	25,709	25,895	26,253	25,257	23,118	21,941	20,162
	進学率 (現役)	大学	53.8	54.4	54.3	54.3	54.8	56.7	59.2	61.6	63.3	64.7
		短期大学	5.9	5.6	5.5	5.1	4.9	4.8	4.4	4.0	3.5	3.2
		専門学校	14.7	14.6	14.7	14.4	14.7	15.1	15.0	14.1	13.8	13.3
	地元残留率	大学	45.0	45.8	46.1	46.4	46.0	46.3	47.0	47.3	47.9	48.0
		短期大学	67.1	67.1	67.8	65.8	67.4	67.4	70.0	69.5	69.4	71.3

【引用】 リクルート進学総研「マーケットレポート 2024」

18 歳人口予測【資料 4】

		2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年	2035 年	2036 年
近畿	人数	175,609	179,388	179,292	178,296	174,708	174,275	171,986	169,443	166,153	164,654	162,897	158,390	153,019
	指数	100.0	102.2	102.1	101.5	99.5	99.2	97.9	96.5	94.6	93.8	92.8	90.2	87.1
全国	人数	1,063,451	1,090,562	1,092,664	1,085,123	1,069,950	1,067,555	1,048,971	1,036,250	1,024,561	1,014,564	1,006,056	970,564	942,498
	指数	100.0	102.5	102.7	102.0	100.6	100.4	98.6	97.4	96.3	95.4	94.6	91.3	88.6

【引用】 リクルート進学総研「マーケットレポート 2024」

芦屋大学臨床教育学部への入学者数【資料 5】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
入学者数	101	101	102	70
兵庫県出身者	34	34	27	22
兵庫県出身率	33.7%	33.7%	26.5%	31.4%
大阪府出身者	31	31	28	21
大阪府出身率	30.7%	30.7%	27.5	30.0%
西日本出身者（兵庫・大阪除く）	26	26	36	20
西日本出身率（兵庫・大阪除く）	25.7%	25.7%	35.3%	28.6%

本学と競合校の教育学科との入学者推移【資料 6】

大学 学部・学科	入学定員	2022 年		2023 年		2024 年		2025 年	
		入学者	入学定員 充足率	入学者	入学定員 充足率	入学者	入学定員 充足率	入学者	入学定員 充足率
神戸親和大学 教育学部 教育学科	180	115	63.9%	192	106.7%	207	115.0%	220	122.2%
神戸大学 教育学部 教育学学科	87	56	64.4%	137	157.5%	151	173.6%	157	180.5%
園田学園大学 人間健康学部 総合健康学科	95	※1	—	95	100.0%	85	89.5%	78	82.1%
関西福祉大学 教育学部 保健教育学科	85	※1	—	※1	—	※1	—	100	117.7%
神戸学院大学 現代社会学部 現代社会学科	130	146	112.3%	135	103.9%	151	116.2%	※1	—
関西学院大学 教育学部 教育学科	350	351	100.3%	371	106.0%	372	106.3%	※1	—
関西学院大学 人間福祉学部 人間科学学科	100	108	108.0%	99	99.0%	110	110.0%	※1	—
武庫川女子大学 教育学部 教育学科	240	256	106.7%	260	108.3%	246	102.5%	266	110.8%
武庫川女子大学 健康スポーツ科学部 健康・スポーツ科学学科	180	220	122.2%	151	83.9%	170	94.4%	176	97.8%
兵庫教育大学 学校教育学部	160	※1	—	168	105.0%	172	107.5%	167	104.4%
兵庫大学 教育学部 教育学科	40	38	95.0%	29	72.5%	29	72.5%	※1	—
芦屋大学 臨床教育学部 教育学科	100	117	117.0%	82	82.0%	78	78.0%	61	61.0%

【出典】各大学の情報公開より

兵庫県内大学の学納金【資料 7】

大学 学部・学科	入学金	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	教育充実費 (年額)	実験実習費 (年額)	初年次合計	4 年間の総 合計
神戸親和大学 教育学部 教育学科	230,000	870,000	100,000	210,000		1,410,000	4,950,000
神戸親和大学 教育学部 スポーツ教育学科	230,000	870,000	180,000	200,000		1,480,000	5,230,000
園田学園大学 人間健康学部 総合健康学科	200,000	800,000		360,000		1,360,000	4,840,000
関西福祉大学 教育学部 保健教育学科	200,000	870,000		260,000		1,330,000	4,960,000
神戸学院大学 現代社会学部 現代社会学科	200,000	840,000	230,000			1,330,300	4,675,300
関西学院大学 教育学部 教育学科	200,000	1,028,000		235,000	5,000	1,468,000	5,872,000
関西学院大学 人間福祉学部 人間科学学科	200,000	943,000		218,000	10,000	1,371,000	5,484,000
武庫川女子大学 教育学部 教育学科	200,000	1,013,000		236,000		1,449,000	5,493,300
武庫川女子大学 健康スポーツ科学部 健康・スポーツ科学科	200,000	1,013,000		236,000	26,000	1,475,000	5,635,300
兵庫教育大学 学校教育学部	282,000	535,800				817,800	2,425,200
兵庫大学 教育学部 教育学科	200,000	890,000		200,000		1,357,300	4,849,300
芦屋大学 臨床教育学部 教育学科	300,000	750,000	450,000			1500,000	5100,000

※合計金額が合わない大学については、その他諸費が含まれている。

【出典】各大学の情報公開より

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	クボタ サチコ 窪田 幸子 ＜令和3年4月＞		博士（社会学）		芦屋大学 学長 (令和7.4～令和11.3)